

佐伯市国土強靱化地域計画

令和 2 年 3 月

(令和5年2月変更)

はじめに

平成 25 年 12 月 11 日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行された。

基本法の前文では、東日本大震災の教訓と、南海トラフ地震などの大規模自然災害等の発生のおそれを前提に、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」としている。

基本法の施行により、国においては平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」が策定され、また、平成 27 年 11 月には大分県が「大分県地域強靱化計画(以下「県計画」という。)」を策定している。

本計画は、基本法及び基本計画の理念を踏まえ、県計画との整合性を図りながら、地域強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市における本計画以外の計画等の地域強靱化に関する指針となるべきものとして策定するものである。

近い将来発生する可能性が高い南海トラフ地震を始め、近年多発する大型台風や局地的豪雨による風水害、土砂災害に対して地域が十分な強靱性を発揮できるよう、本計画を基本として関係する計画等の必要な見直しを進め、強靱な地域づくりを計画的に推進していくこととする。



目 次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1 国土強靱化の理念	1
2 基本目標	1
3 計画の位置付けと計画期間	2
4 基本的な方針	3
5 基本的な進め方	4

第2章 脆弱性の評価

1 佐伯市の特性	5
2 対象とする自然災害	7
3 「リスクシナリオ」「施策分野」の設定	9
4 脆弱性の評価方法	11
5 リスクシナリオの評価結果	12
6 施策分野ごとの評価結果	22

第3章 強靱化の推進方針

1 リスクシナリオごとの強靱化の推進方針	25
2 施策分野ごとの推進方針	53
用語の説明	76

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1 国土強靱化の理念

我が国は、国土の地理的・地形的・気象的な特性から、これまで数多くの災害に苛まれてきた。

本市においても、平成 29 年 9 月の台風 18 号襲来により、住家の全壊・半壊や床上浸水等で、甚大な被害を受けた。また、30 年以内に 70%～80%の確率で発生が予測されている南海トラフ地震では、地震と津波によって本市で最大約 8,750 人の死者が出ると想定されている。

こうした状況の中、大規模自然災害等が発生する度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」を繰り返すのではなく、様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。

2 基本目標

平成 23 年に発生した東日本大震災や、平成 28 年の熊本地震、平成 29 年に本市でも甚大な被害を受けた台風 18 号などから得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、長期的な展望に立ち総合的な対応を行っていくことが必要である。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、本市における「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向け、下記の4項目を基本目標とし、国及び県と調和を図りながら、地域強靱化を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3 計画の位置付けと計画期間

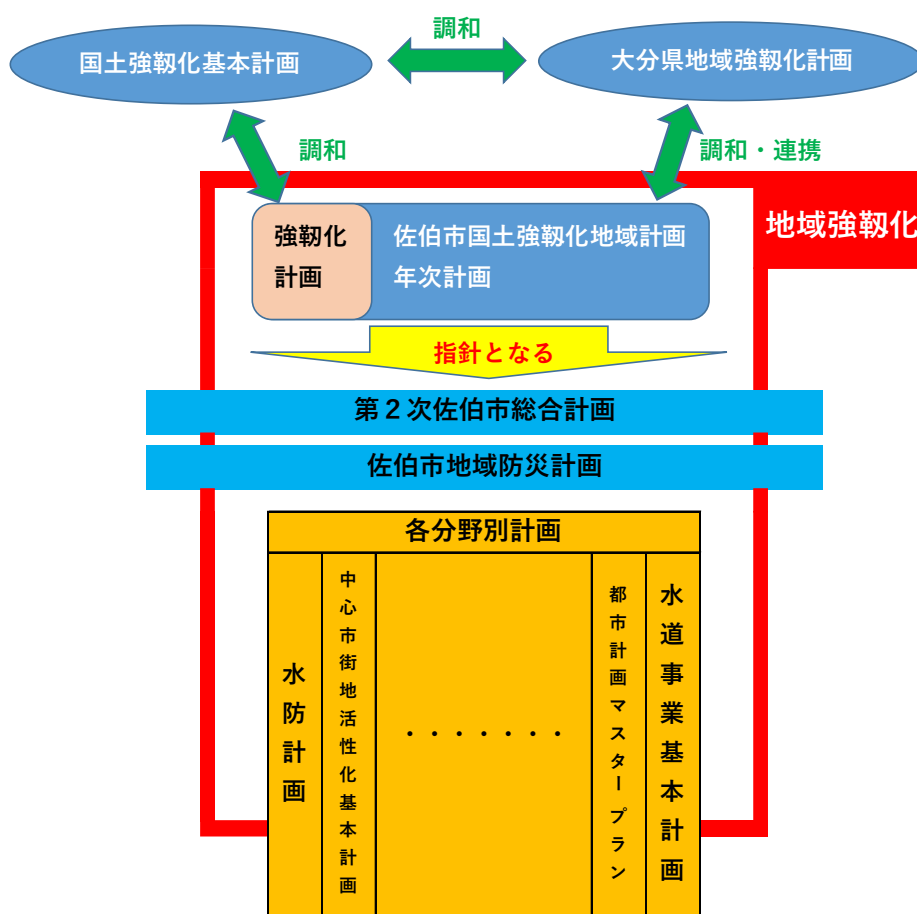
本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画に当たるものであり、地域の強靱化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となる。

このため、佐伯市総合計画や佐伯市地域防災計画など本市の計画で、地域の強靱化に係る部分については、本計画が指針等となり、今後それらの計画の見直しを行う際には、地域の強靱化に係る必要な施策を位置付け具体化し、地域の強靱化を確実に推進していくものとする。

本計画においては、地域強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、本市を取り巻く社会・経済情勢等の変化や、地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しをすることとする。

なお、計画期間に関わらず、必要に応じて変更の検討及びそれを踏まえた所要の変更を行うものとする。

また、本計画の着実な推進を図るために年次計画を策定し、毎年度更新を行う。



4 基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災、その他ハード・ソフトを兼ね備えた被災前よりも良い状態へ復興(ビルド・バック・ベター)することを目指す強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう本質的原因を多方面から検証し、取組を進める。
- ② 短期的な視点ではなく、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組を進める。
- ③ 地域の特性を把握し、地域間の連携を強化するとともに、地域に強靱化を進めることにより、地域の活性化に繋げていく。
- ④ 本市が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化していく。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策とソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を組み合わせ、行政、地域住民及び民間事業者等が適切に役割分担し、連携協力する。
- ③ 非常時に効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

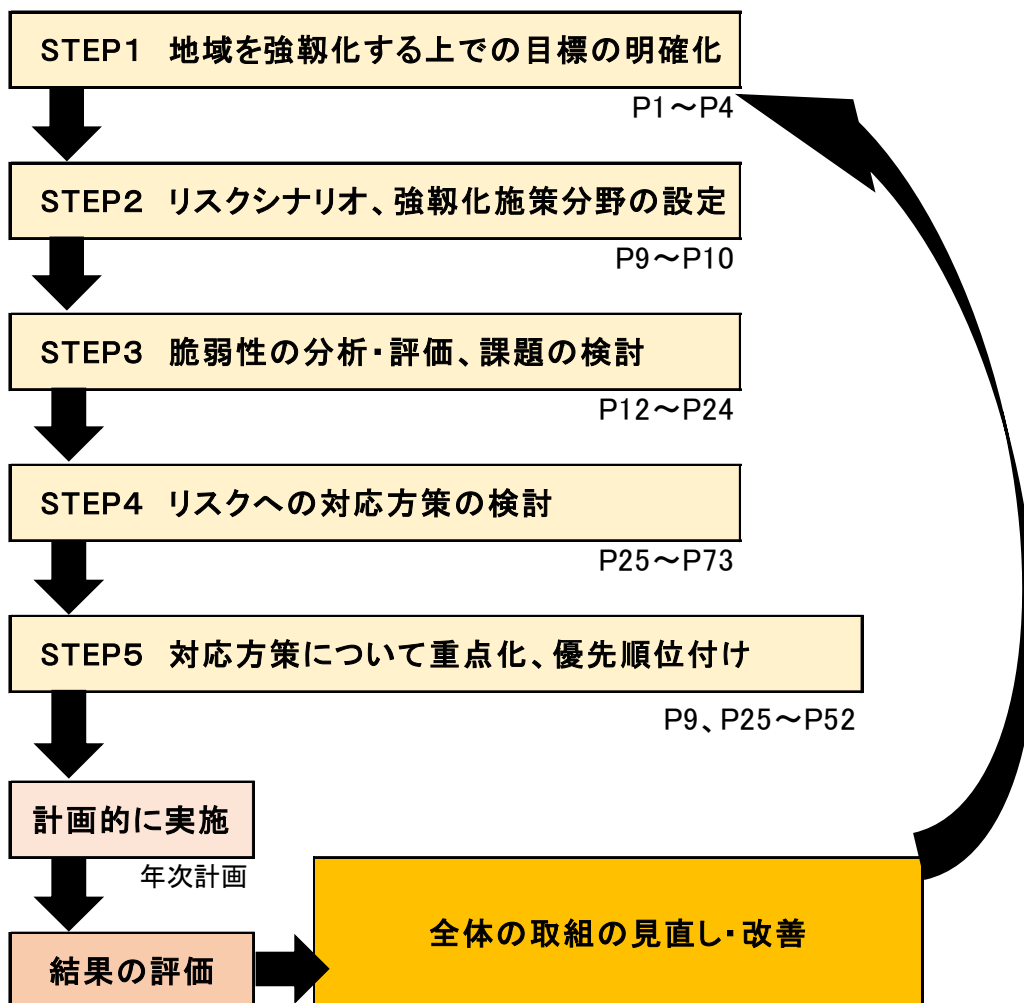
- ① 人口の減少等に起因する需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の重点化を図る。
- ② 既存の社会資本の有効活用により、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の有効利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人と人との繋がりや、コミュニティ機能を向上するとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮した施策を講じる。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

5 基本的な進め方

「地域強靱化」は、本市のリスクマネジメントであり、以下 PDCA サイクルを繰り返すことにより、本市全体の強靱化の取り組みを推進する。



「脆弱性の分析・評価」及び「リスクへの対応方策の検討」については、市として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」が発生した場合を想定し、その事態を回避するために「現状で何が不足し、これから何をすべきか」という視点から、部局横断的な「プログラム」(目標を達成するための施策群)を検討するアプローチを導入する。このアプローチを通じて、各分野間の有機的な連携を促す。

このような、PDCA サイクルの実践を通じて、プログラムの重点化、優先順位付けに関する不断の見直しを行う。

第2章 脆弱性の評価

1 佐伯市の特性

(1) 地形・気候

本市は、大分県南東部に位置し、北は津久見市、臼杵市、豊後大野市、南は宮崎県に接している。東部の佐伯湾、南東部の日向灘沿いの海岸線の延長は約 269kmを有し、日豊海岸国定公園及び豊後水道県立自然公園に指定される風光明媚なリアス海岸が広がる。一方、西部は標高 1,500m前後の山々が分布し、山岳や溪谷が連なる景観に恵まれた地形となっている。

平成17年3月3日に、佐伯市・上浦町・弥生町・本匠村・宇目町・直川村・鶴見町・米水津村・蒲江町が合併し、佐伯市として市制を施行したことにより、市域総面積が903.11km²(県土面積の14.25%)となり、九州一広い市域面積をもつ市となった。(令和元年度末時点では903.12km²)

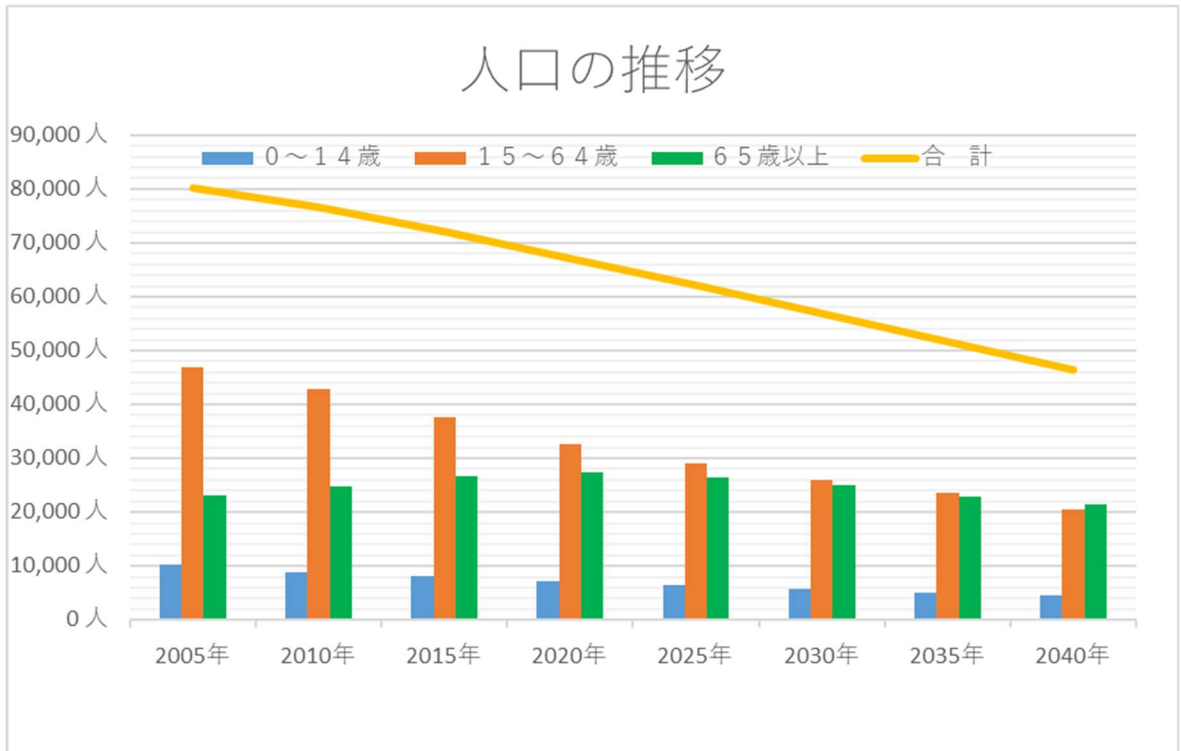
年間平均気温は16度前後と温暖な気候で、冬でも積雪はほとんどない。また、九州有数の清流・番匠川を始め多くの支流も有し、豊かな水に恵まれた地域でもあり、市の中心地はその番匠川の河口に広がる沖積平野にある。

(2) 人口

大分県においては、平成26年に「中長期県勢シミュレーション」を実施し、現状のままでは、令和22年の県人口は95.5万人になると推計するとともに、100万人程度の人口維持に必要な条件について分析を行っている(大分県長期総合計画)。

本市の平成31年における人口は、71,362人(平成31年4月1日現在)となっているが、人口推計では令和12年に約59,000人、令和22年には約50,000人と想定されている。

	0～14歳	15～64歳	65歳以上	合計	
2005年	10,255人	46,871人	23,106人	80,232人	実績値
2010年	8,953人	42,889人	24,825人	76,667人	
2015年	8,042人	37,526人	26,643人	72,211人	
2020年	7,252人	32,689人	27,288人	67,229人	
2025年	6,513人	28,966人	26,541人	62,020人	推計値
2030年	5,754人	26,046人	24,988人	56,788人	
2035年	5,061人	23,561人	22,969人	51,591人	
2040年	4,496人	20,588人	21,456人	46,540人	



【国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を参考】

2 対象とする自然災害

(1) 大地震・津波

南海トラフ沿いでは、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、昭和南海地震(1946年)から約70年が経過している。国の地震調査研究推進本部によると、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は70%～80%となっており、地震発生危険性は年々高まってきている。

また、平成31年に県が公表した地震津波被害想定調査結果では、南海トラフにおいて、想定される最大クラスの地震が発生した場合、本市の被害は、最悪のケースで死者は約8,750人、全壊・焼失建物は約15,000棟にも上り、甚大な被害が発生すると想定されている。

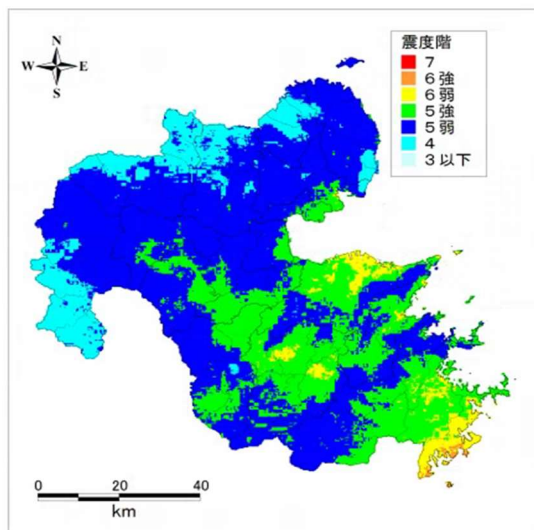
○南海トラフ地震発生による佐伯市の被害想定○

人的被害

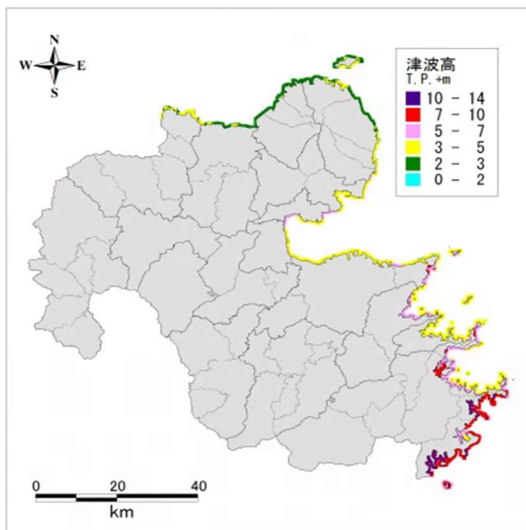
	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
冬5時	6,909 人	0 人	1,281 人	2,497 人
夏12時	8,749 人	0 人	382 人	751 人
冬18時	8,454 人	1 人	376 人	739 人

建物被害

	全壊・焼失	半壊	床上浸水	床下浸水
冬5時	14,987 棟	7,099 棟	4,182 棟	1,287 棟
夏12時	14,988 棟	7,099 棟	4,182 棟	1,287 棟
冬18時	14,990 棟	7,099 棟	4,182 棟	1,287 棟



震度分布



最大津波高分布

【出典：大分県地震津波被害想定調査報告】

(2) 風水害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測され、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される。

本市では、平成 29 年 9 月の台風 18 号の大雨・土砂災害により、全壊 3 棟半壊 7 棟、一部損壊 3 棟、床上浸水 399 棟、床下浸水 587 棟、その他道路被害など、甚大な被害が発生した。



【平成 29 年 9 月 台風 18 号 佐伯市内】

3 「リスクシナリオ」「施策分野」の設定

(1) リスクシナリオの設定

基本目標を設定し、強靱化を実現するために必要な事項を明らかにするため、本市では8つの「事前に備えるべき目標」と29の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定する。

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)

※網掛けは重点化すべき項目

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
		1-3 広域にわたる大規模地震津波等による多数の死者の発生	
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止	
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
		2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生、避難生活による健康悪化	
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
	II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2 テレビ・ラジオ放送や情報サービスの中断等により災害情報が必要な者に伝達できず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
			5-2 食料等の安定供給の停滞
IV. 迅速な復旧復興	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)等の機能の停止	
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		6-4 地域交通ネットワーク(陸海空の交通インフラ)の長期間にわたる機能停止	
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生	
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	
		7-3 ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による被害の拡大	
		7-4 有害物質の大規模拡散・流出	
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		
	8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-3 地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-4 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		

(2) 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定

本計画の施策分野については、脆弱性評価を 29 のリスクシナリオを回避するために、以下のとおり 6 項目の個別分野と 3 項目の横断的分野を設定する。

《個別施策分野》	《横断的分野》
① 行政機能・警察・消防等	A リスクコミュニケーション・教育
② 住宅・都市・環境・地域	B 地域の生活機能維持
③ 保健医療・福祉・教育	C 老朽化対策
④ 情報・産業・エネルギー	
⑤ 交通・物流・国土保全	
⑥ 農林水産	

		個別施策分野						横断的分野			
事前に備えるべき目標		①	②	③	④	⑤	⑥	A	B	C	
リスクシナリオ	直接死を最大限防ぐ	1-1		●建物の耐震化 ●家具の転倒防止				●橋梁・道路の 改修及び維持管理			
		1-2	●消防機能の強化								
		1-3									
		1-4									
		1-5									
	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・									
	社会・経済が迅速かつ 従前より強靱な姿で 復興できる条件を 整備する	8-4		●地域コミュニティ の強化							
		8-5		●仮設住宅・仮事業 所の確保							

4 脆弱性の評価方法

脆弱性の評価は、以下の手順で行った。

本市が設定した29 のリスクシナリオごとに、最悪の事態を回避するための施策を抽出し、本市における取組状況などの調査を行い、課題の分析・評価を実施した。

その評価結果を、「5 リスクシナリオの評価結果」において、8つの「事前に備えるべき目標」ごとに「起きてはならない最悪の事態」を設定し、最悪の事態に対し、強化すべきポイントの取りまとめを行い整理した。・・・①

さらに、強靱化施策分野の6つの個別分野及び3つの横断的分野の「推進すべき事項」については、リスクシナリオごとの分析・評価結果の内容と個別分野の関連を「6 施策分野ごとの評価結果」で一覧にして整理した。・・・②

なお、評価結果ごとの課題分析にあたっては、「第3章 強靱化の推進方針」において、方針を定めるとともに、年次計画により、関連事業・業務ごとの達成度・進捗等について管理する。

① 「5 リスクシナリオの評価結果」(事前に備えるべき目標)について
強化すべき事項を整理 (P12～P21)

② 「6 施策分野ごとの評価結果」(推進すべき事項)について
施策分野 + 横断的分野別に整理 (P22～P24)



・第3章 強靱化の推進方針において、101の「強化すべき事項」に関する推進方針を整理 (P25～P75)
・年次計画において、関連事業・業務ごとの達成度や進捗を管理

5 リスクシナリオの評価結果（事前に備えるべき目標別）

(1) 直接死を最大限防ぐ

【1-1】住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生（※重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●建物の耐震化	p22-②、24-C	p25	p57、73
●家具の転倒防止	p22-②、23-A	p25	p57、67
●橋梁・道路の改修及び維持管理	p23-⑤、24-C	p25、33、35、41、42、45	p64、73
●老朽危険空き家対策	p22-②、24-C	p25	p57、73

【1-2】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生（※重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●住宅密集地における大規模火災の防止	p22-①、24-B	p26、47	p53、70
●人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成	p22-①	p26、47	p53
●消防機能の強化	p22-①、24-C	p26、47	p53、73

【1-3】 広域にわたる大規模地震津波等による多数の死者の発生 (※重点項目)

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●津波避難施設の整備	p22-②	p26	p57
●避難路等の整備	p22-②、24-B	p27	p57、70
●避難所・避難場所の整備	p22-②、24-C	p27	p58、74
●防災拠点の整備	p22-①、24-C	p27	p53、73
●避難訓練の促進	p22-②、23-A	p27	p60、69
●防災教育の推進	p22-③、23-A	p28	p61、69
●要配慮者の避難支援	p22-③、24-B	p28	p61、70
●各種ハザードマップの作成	p22-②	p28、29、30	p58、

【1-4】 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(※重点項目)

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●排水施設等の整備・維持管理	p22-②、24-C	p28、44、51	p58、74
●河川氾濫の防止	p23-⑤、24-B	p29、34	P64、70
●残土用地の確保	p23-⑤	p29、33、35、41、45	p64
●各種ハザードマップの作成 (再掲)	p22-②	p28、29、30	p58

【1-5】 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生 (※重点項目)

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●災害危険予測地域等の状況確認	p23-⑤	p29	p64
●森林の保全	p23-⑥	p30、49	p66
●各種ハザードマップの作成 (再掲)	p22-②	p28、29、30	p58
●急傾斜地等の崩壊対策	p23-⑤	p30、34	p64

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

【2-1】 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止 **(※重点項目)**

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
● 支援受入れ体制の整備	p22-①	p31、36、38、42、43、51	p54
● 関連機関、関連企業との協力体制構築及び協定締結	p22-①、23-A	p31、43	p54、67
● 給配水施設の整備・給水体制の確立	p22-②、24-C	p31、44	p58、
● 救援ポイントの整備	p22-②	p31、34、41	p58、
● 備蓄食料等の確保・管理	p23-⑤、24-B	p32、42	P65、71
● 道路・航路啓開計画の運用	p23-⑤	p32、42、44、46	p65

【2-2】 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 **(※重点項目)**

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
● 港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理	p23-⑥、24-C	p32	p66、74
● 地域との連絡体制	p22-②、23-A	p32	p59、67
● 連絡手段の確保	p23-④、23-A	p33、39	p63、68
● ネットワークの整備	p23-④、24-B	p33、39	p63、71
● 防災・行政ラジオ、コミュニティFM中継局等の整備	p23-④、24-C	p33、39	p63、75
● 防災スピーカーの整備や有効活用	p23-④	p33、40	p63
● 橋梁・道路の改修及び維持管理(再掲)	p23-⑤、24-C	p25、33、35、41、42、45	p73
● 残土用地の確保(再掲)	p23-⑤	p29、33、35、41、45	p64
● 河川氾濫の防止(再掲)	p23-⑤、24-B	p29、34	p64、70
● 急傾斜地等の崩壊対策(再掲)	p23-⑤	p30、34	p64
● 救援ポイントの整備(再掲)	p22-②	p31、34、41	p58

【2-3】 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救援活動等の絶対的不足
(※重点項目)

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオごとの 推進方針	施策分野ごとの 推進方針
●消防団・ボランティアとの 連携・協力体制	p22-①、23-A	p34	p54、67
●関係機関との連携強化	p22-①	p35	p54
●消防職員・消防団員の 応援要請	p22-①	p35	p54

【2-4】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 **(※重点項目)**

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオごとの 推進方針	施策分野ごとの 推進方針
●救命講習の啓発	p22-③、23-A	p35	p61、68
●橋梁・道路の改修及び 維持管理(再掲)	p23-⑤、24-C	p25、33、35、41、 42、45	p73
●残土用地の確保(再掲)	p23-⑤	p29、33、35、41、45	p64
●支援受入れ体制の整備(再掲)	p22-①	p31、36、38、42、43、51	p54

【2-5】 被災地における疫病・感染症等の大規模発生、避難生活による健康悪化

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオごとの 推進方針	施策分野ごとの 推進方針
●し尿処理の対策	p22-③	p36、45	p61
●災害廃棄物処理の対策	p22-②、24-B	p36、49、50	p59、71
●健康管理体制の整備	p22-③、24-B	p36	p62、71

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

【3-1】 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 (※重点項目)

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオごと の推進方針	施策分野ごとの 推進方針
●災害対策本部の機能確保	p22-①	p37	p55
●業務継続計画(BCP)の改訂	p22-①、23-A	p37	p55、68
●職員の防災意識向上	p22-①、23-A	p37	p55、68
●施設(市が管理する建物)の 維持管理	p22-①、24-C	p37	p55、74
●支援受入れ体制の整備(再掲)	p22-①	p31、36、38、42、43、51	p54

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

【4-1】 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 (※重点項目)

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオごと の推進方針	施策分野ごとの 推進方針
●連絡手段の確保(再掲)	p23-④、23-A	p33、39	p63、68
●防災拠点運用体制の構築	p23-④	p39、43、46	p63
●ネットワークの整備(再掲)	p23-④、24-B	p33、39	p63、71

**【4-2】 テレビ・ラジオ放送や情報サービスの中断等により災害情報が必要な者に
伝達できず、避難行動や救助・支援が遅れる事態**

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオごと の推進方針	施策分野ごとの 推進方針
●防災・行政ラジオ、コミュニティ FM中継局等の整備(再掲)	p23-④、24-C	p33、39	p63、75
●防災スピーカーの整備や 有効活用(再掲)	p23-④	p33、40	p63

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

【5-1】 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 **(※重点項目)**

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
● 橋梁・道路の改修及び維持管理 (再掲)	p23-⑤、24-C	p25、33、35、41、42、45	p64、73
● 残土用地の確保 (再掲)	p23-⑤	p29、33、35、41、45	p64
● 救援ポイントの整備 (再掲)	p22-②	p31、34、41	p58、
● 主要道路・港湾・漁港の強化	p23-⑤、24-B	p41、44、46、48、51	p65、72
● 道路・航路啓開計画の運用 (再掲)	p23-⑤	p32、42、44、46	p65

【5-2】 食料等の安定供給の停滞

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
● 橋梁・道路の改修及び維持管理 (再掲)	p23-⑤、24-C	p25、33、35、41、42、45	p64、73
● 支援受入れ体制の整備 (再掲)	p22-①	p31、36、38、42、43、51	p54
● 備蓄食料等の確保・管理 (再掲)	p23-⑤、24-B	p32、42	p65、71

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

【6-1】 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)等の機能の停止 **(※重点項目)**

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
● 関係機関、関連企業との協力体制構築及び協定締結 (再掲)	p22-①、23-A	p31、43	p54、67
● 防災拠点運用体制の構築 (再掲)	p23-④	p39、43、46	p63

【6-2】 上水道等の長期間にわたる供給停止 **(※重点項目)**

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●支授受入れ体制の整備(再掲)	p22-①	p31、36、38、42、43、51	p54
●給配水施設の整備・給水体制の確立(再掲)	p22-②、24-C	p31、44	p58、74
●主要道路・港湾・漁港の強化(再掲)	p23-⑤、24-B	p41、44、46、48、51	p65、72
●道路・航路啓開計画の運用(再掲)	p23-⑤	p32、42、44、46	p65

【6-3】 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●排水施設等の整備・維持管理(再掲)	p22-②、24-C	p28、44、51	p58、74
●し尿処理の対策(再掲)	p22-③	p36、45	p61

【6-4】 地域交通ネットワーク(陸海空の交通インフラ)の長期間にわたる機能停止

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●高速道路の維持	p23-⑤	p45	p65
●橋梁・道路の改修及び維持管理(再掲)	p23-⑤、24-C	p25、33、35、41、42、45	p64、73
●残土用地の確保(再掲)	p23-⑤	p29、33、35、41、45	p64
●道路・航路啓開計画の運用(再掲)	p23-⑤	p32、42、44、46	p65
●防災拠点運用体制の構築(再掲)	p23-④	p39、43、46	p63
●主要道路・港湾・漁港の強化(再掲)	p23-⑤、24-B	p41、44、46、48、51	p65、72

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

【7-1】地震に伴う市街地での大規模火災の発生 **(※重点項目)**

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●住宅密集地における大規模火災の防止(再掲)	p22-①、24-B	p26、47	p53、70
●人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成(再掲)	p22-①	p26、47	p53
●消防機能の強化(再掲)	p22-①、24-C	p26、47	p53、73

【7-2】海上・臨海部の広域複合災害の発生

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●一般家庭・民間企業における避難体制の確立	p22-③	p48	p62
●主要道路・港湾・漁港の強化(再掲)	p23-⑤、24-B	p41、44、46、48、51	p65、72

【7-3】ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による被害の拡大

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●ため池等の維持管理	p23-⑥	p48	p66

【7-4】 有害物質の大規模拡散・流出

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●海上・湾内・港湾への油の流出対応	p22-②	p49	p59
●災害廃棄物処理の対策(再掲)	p22-②、24-B	p36、49、50	p59、71

【7-5】 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●農地の保全	p23-⑥	p49	p66
●森林の保全(再掲)	p23-⑥	p30、49	p66

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【8-1】 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●他の自治体との連携強化	p22-①	p50	p56
●災害廃棄物処理の対策(再掲)	p22-②、24-B	p36、49、50	p59、71

【8-2】 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●民間企業との協力体制	p22-②、23-A	p50	p59、68
●支援受入れ体制の整備(再掲)	p22-①	p31、36、38、42、43、51	p54

**【8-3】 地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により
復旧・復興が大幅に遅れる事態**

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオごと の推進方針	施策分野ごとの 推進方針
●排水施設等の整備・ 維持管理(再掲)	p22-②、24-C	p28、44、51	p58、74
●主要道路・港湾・漁港の強化 (再掲)	p23-⑤、24-B	p41、44、46、48、51	p65、72
●復旧・復興に係る事前対応	p22-①、23-A	p51	p56、69

【8-4】 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 (※重点項目)

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオごと の推進方針	施策分野ごとの 推進方針
●地域コミュニティの強化	p22-②、23-B	p52	p59、72

**【8-5】 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興
が大幅に遅れる事態**

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオごと の推進方針	施策分野ごとの 推進方針
●仮設住宅・仮事業所の確保	p22-②、23-A	p52	p60、69

6 施策分野ごとの評価結果（推進すべき事項）

(1) 個別施策分野

① 行政機能・警察・消防等

● 住宅密集地における大規模火災の防止	● 人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成
● 消防機能の強化	● 防災拠点の整備
● 支援受入れ体制の整備	● 関係機関・関連企業との協力体制構築及び協定締結
● 消防団・ボランティアとの連携・協力体制	● 関係機関との連携強化
● 消防職員・消防団員の応援要請	● 災害対策本部の機能確保
● 業務継続計画(BCP)の改訂	● 職員の防災意識向上
● 施設(市が管理する建物)の維持管理	● 他の自治体との連携強化
● 復旧・復興に係る事前対応	

② 住宅・都市・環境・地域

● 建物の耐震化	● 家具の転倒防止
● 老朽危険空き家対策	● 津波避難施設の整備
● 避難路等の整備	● 避難所・避難場所の整備
● 避難訓練の促進	● 各種ハザードマップの作成
● 排水施設等の整備・維持管理	● 給配水施設の整備・給水体制の確立
● 救援ポイントの整備	● 地域との連絡体制
● 災害廃棄物処理の対策	● 海上・湾内・港湾への油の流出対応
● 民間企業との協力体制	● 地域コミュニティの強化
● 仮設住宅・仮事業所の確保	

③ 保健医療・福祉・教育

● 防災教育の推進	● 要配慮者の避難支援
● 救命講習の啓発	● し尿処理の対策
● 健康管理体制の整備	● 一般家庭・民間企業における避難体制の確立

④情報・産業・エネルギー

● 連絡手段の確保	● ネットワークの整備
● 防災・行政ラジオ、コミュニティFM中継局等の整備	● 防災スピーカーの整備や有効活用
● 防災拠点運用体制の構築	

⑤交通・物流・国土保全

● 橋梁・道路の改修及び維持管理	● 河川氾濫の防止
● 残土用地の確保	● 災害危険予想地域等の状況確認
● 急傾斜地等の崩壊対策	● 備蓄食料等の確保・管理
● 道路・航路啓開計画の運用	● 主要道路・港湾・漁港の強化
● 高速道路の維持	

⑥農林水産

● 森林の保全	● 港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理
● ため池等の維持管理	● 農地の保全

(2)横断的分野

A リスクコミュニケーション・教育

● 家具の転倒防止	● 避難訓練の促進
● 防災教育の推進	● 関係機関・関連企業との協力体制構築及び協定締結
● 地域との連絡体制	● 連絡手段の確保
● 消防団・ボランティアとの連携・協力体制	● 救命講習の啓発
● 業務継続計画(BCP)の改訂	● 職員の防災意識向上
● 民間企業との協力体制	● 復旧・復興に係る事前対応
● 仮設住宅・仮事業所の確保	

B 地域の生活機能維持

● 住宅密集地における大規模火災の防止	● 避難路等の整備
● 要配慮者の避難支援	● 河川氾濫の防止
● 備蓄食料等の確保・管理	● ネットワークの整備
● 災害廃棄物処理の対策	● 健康管理体制の整備
● 主要道路・港湾・漁港の強化	● 地域コミュニティの強化

C 老朽化対策

● 建物の耐震化	● 橋梁・道路の改修及び維持管理
● 老朽危険空き家対策	● 消防機能の強化
● 避難所・避難場所の整備	● 防災拠点の整備
● 排水施設等の整備・維持管理	● 給配水施設の整備・給水体制の確立
● 港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理	● 防災・行政ラジオ、コミュニティFM中継局等の整備
● 施設(市が管理する建物)の維持管理	

第3章 強靱化の推進方針

1 リスクシナリオごとの強靱化の推進方針

(1) 直接死を最大限防ぐ

《リスクシナリオ》

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 **(※重点項目)**

【強靱化の施策】

❖ 建物の耐震化

住宅・建築物の倒壊は、居住者が直接的な被害に遭うとともに、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物の耐震診断を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。また、学校施設における耐震性のないブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置等についても推進する。

❖ 家具の転倒防止

地震による家具転倒は、ケガや避難の遅れ等、住民の命を左右する事態を招きかねない。そのような危険を事前に回避するために、住居にある家具を固定する家具転倒防止器具の購入・設置に対し、費用の一部を補助するなどの措置を講じる。

❖ 橋梁・道路の改修及び維持管理

災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならば、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊による閉塞を防ぐため、狭あい道路の改修や橋梁の耐震化等を推進する。

❖ 老朽危険空き家対策

空き家は、昭和 56 年以前に建てられた耐震性のない木造住宅が多く、密集地における火災時の延焼や倒壊による危険性も考慮し、所有者への連絡や老朽危険空き家の除去費用の一部を補助するなどの対策を講じる。

《リスクシナリオ》

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 **(※重点項目)**

【強靱化の施策】

❖ 住宅密集地における大規模火災の防止

住宅火災の延焼を防ぐために、公園・空き地等による火災防火帯の空間づくりや、公園の整備を促進する。

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等により連携の強化を図る。消防職員においては消火活動や救急救命の技術向上及び資格取得を推進し、消防団においては火災予防の広報や、放水訓練の実施等、消火活動技術の向上を図る。

❖ 人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成

大規模火災時には、消防職員のみならず消防団の協力が必要となるため、消防団員の確保や、消火訓練の指導、消防署と消防団の連携を円滑に行える体制を構築する。

また、消防団員数の維持を目的に、将来の団員候補である学生等の訓練参加を推進する。

❖ 消防機能の強化

大規模な火災の発生に備え、消防施設(庁舎・分署・消防機庫等)の建替えや耐震化を含む整備・維持管理、消火栓等の設置、通信指令システムの強化、資機材・備品の購入、車両の更新、消防職員・消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能を強化する。

《リスクシナリオ》

1-3 広域にわたる大規模地震津波等による多数の死者の発生 **(※重点項目)**

【強靱化の施策】

❖ 津波避難施設の整備

大津波発生時には緊急避難を要するため、津波から生命を守ることでできる避難タワーや人工高台等の建設、及び施設内のトイレ・休憩所等の整備を推進する。また、移転も考慮した防災高台の整備や避難地の維持管理も検討する。

津波避難ビルに指定された公的施設については、無電源震度感知式キーボックスや外付け階段等の設置を進め、避難しやすい環境整備を推進する。

❖避難路等の整備

大津波発生の際、速やかに避難場所へ向かえるよう、市道・農道・林道・里道・臨港道路等に対する補修工事や改修工事、補修資機材購入の補助などの整備・維持管理を行い、電柱の埋設化も含めた避難経路の確保対策を推進する。

❖避難所・避難場所の整備

避難所となる体育館や公民館・集会所・その他施設について、耐震化や空調設備などの改修・補修工事に努めて、バリアフリーやユニバーサルデザインなども意識した環境整備及び必要なライフラインの確保を推進する。

また、避難場所の環境整備についても整備・維持管理を図り、避難しやすい体制づくりを推進する。

❖防災拠点の整備

大規模災害発生時、防災拠点となる「佐伯市総合運動公園」が有するヘリポートや多目的グラウンド、野球場、給食センター、屋内練習場等の施設、及び災害対応に活用できる「道の駅」の施設等について、改修や整備・維持管理を推進する。

また、災害対策本部の拠点となる庁舎や、庁舎の代替となる建物についても改修や整備・維持管理を推進する。

❖避難訓練の促進

本市は九州一広い市域であるため、災害対応には地区や自主防災会の防災力が必要になる。市では、自主防災会の結成を推進するとともに、その活動機会の創出を図るために、毎年 11 月第 2 日曜日に地区ごとの災害想定に基づく「地域避難訓練」を市内全域一斉に実施している。

また、各小中学校は避難訓練や防災学習シートを通じて、地震・津波・風水害・火災等の大規模災害についての危険性の認識や避難行動などを訓練し、児童・生徒への教育を推進する。

❖ 防災教育の推進

本市は、消防署・消防団・防災士等と連携して、地区や学校への防災講話、避難訓練の指導等に取り組む。

なかでも、地域の防災啓発や避難訓練には、地域防災のリーダーとして養成された防災士の役割が重要になる。全地区において防災士を養成し、定期的なスキルアップ研修により、地域防災力の向上を推進する。

❖ 要配慮者の避難支援

大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要配慮者に対して、「災害対策基本法」の一部改正に基づき作成された要支援者の名簿の中から、情報の提供に同意した要配慮者の名簿を地区に提供し、避難支援プランの作成を推進する。

また、外国人観光客等への避難誘導案内として、外国語の看板設置などの対応についても検討する。

❖ 各種ハザードマップの作成

津波・洪水・土砂災害などの危険情報を、地区住民が認識し共有できるハザードマップを作成する。津波と洪水については作成済みであり、土砂災害ハザードマップは土砂災害警戒区域指定の終わった地区から順次作成し全戸配布している。

配布後は、避難警戒体制の確保を図る地区避難計画の作成等にも活用し、それに基づいた避難訓練の実施も推進する。

《リスクシナリオ》

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 (※重点項目)

【強靱化の施策】

❖ 排水施設等の整備・維持管理

大規模地震発生による被害や、台風等の大雨による浸水被害を最小限に防ぐために、河川施設や下水道施設、排水路・排水ポンプなどの排水施設の耐震化・維持管理、ダム等の治水施設の補修・改修工事を推進する。また、排水処理施設(浄化槽等含む)の新たな建設も検討する。

❖ 河川氾濫の防止

河川の氾濫による浸水被害を防ぐために、土のう等資機材の配備、河川の維持管理や改修工事及び設計委託、河床掘削や流木等の除去、河川や道路の状況を確認するウェブカメラの整備等を推進する。

また、障害物が蓄積し、河川の氾濫原因となりかねない老朽化した橋の撤去や架替等についても推進する。

❖ 残土用地の確保

河川氾濫を未然に防ぐための河床掘削や交通ネットワーク整備にかかるトンネル工事等で発生する残土、特に災害時の土砂崩れ等による緊急対応に備え、残土処理用地の検討・確保を図る。

❖ 各種ハザードマップの作成（1-3再掲）

津波・洪水・土砂災害などの危険情報を、地区住民が認識し共有できるハザードマップを作成する。津波と洪水については作成済みであり、土砂災害ハザードマップは土砂災害警戒区域指定の終わった地区から順次作成し全戸配布している。

配布後は、避難警戒体制の確保を図る地区避難計画の作成等にも活用し、それに基づいた避難訓練の実施も推進する。

《リスクシナリオ》

1-5 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生 **(※重点項目)**

【強靱化の施策】

❖ 災害危険予想地域等の状況確認

風水害や土砂災害などによる被害が想定される地域・箇所について、現地調査を行い、関係機関と情報を共有するとともに、住民への情報提供を行うことで警戒避難体制を再確認するなど今後の対応に活用する。

❖ 森林の保全

荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植林等を計画的に行い、水源涵養機能のある災害に強い森林づくりの環境を整え、維持管理を推進する。また、治山に関する水路等の修繕・工事も推進する。

治水・治山に関しては大分県と連携を図り推進する。

❖ 各種ハザードマップの作成（1-3再掲）

津波・洪水・土砂災害などの危険情報を、地区住民が認識し共有できるハザードマップを作成する。津波と洪水については作成済みであり、土砂災害ハザードマップは土砂災害警戒区域指定の終わった地区から順次作成し全戸配布している。

配布後は、避難警戒体制の確保を図る地区避難計画の作成等にも活用し、それに基づいた避難訓練の実施も推進する。

❖ 急傾斜地等の崩壊対策

土砂災害による家屋の被害、道路閉塞による孤立集落防止のため、住居付近、及び道路隣接地の土砂対策及び倒木対策において、法面等の補強や崩壊防止対策を推進する。

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

《リスクシナリオ》

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止 (※重点項目)

【強靱化の施策】

❖ 支援受入れ体制の整備

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、本市で策定している「佐伯市災害時受援計画」及び「佐伯消防受援計画」を活用し、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進する。また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。

❖ 関係機関、関係企業との協力体制構築及び協定締結

食料や飲料水、応援人員や資機材、ライフラインなどの災害時に不足するおそれのあるものを確保するための対策や、地震・風水害等により発生する倒木の除去などの対応について、関係機関・関係団体・一般企業等、各方面等との協力体制構築及び協定の締結を推進する。

❖ 給配水施設の整備・給水体制の確立

水道施設の耐震化や装置の更新、老朽化した水道管の交換、普段からの漏水調査などを行い、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。

また、水道管の破裂による断水が発生した場合に、学校プールや井戸水を活用するなどの応急対応体制を整える。

❖ 救援ポイントの整備

孤立する集落の住民や負傷者等の救助・救出、支援物資の投下などについて、関係機関の連携が求められる。

また、孤立する可能性のある集落に救援ポイント(ヘリポート・空き地・港等)を設定し、県や自衛隊などの関係機関と情報共有を行い、有事の対応に備える。

❖ 備蓄食料等の確保・管理

本市が備蓄している食料・飲料水については、賞味期限切れの発生前に補充を購入し、必要量を常に備蓄しておく。

備蓄の管理に関しては大型備蓄倉庫に集中備蓄し、開設した避難所に必要量を配送することを基本とする。また、自主防災組織の備蓄倉庫等の建設や食料等の配備も推進する。

❖ 道路・航路啓開計画の運用

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確保し、救助及び物資輸送を可能にする体制を構築する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に、被災状況や路線の連絡状況などを勘案しながら災害復旧活動を行う。

航路啓開については、県が策定している港湾 BCP 計画等を基に、水域施設の閉塞状況や岸壁等係留施設の荷役可能状況などを勘案し、災害復旧活動を行う。

《リスクシナリオ》

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 **(※重点項目)**

【強靱化の施策】

❖ 港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理

港湾・漁港施設等について、老朽化を抑制するための港湾・漁港施設・海岸保全施設・堤防等の整備や施設の改良・耐震化工事及び維持管理により、長寿命化を推進する。

また、佐伯港に自衛隊の緊急物資輸送船や貨物船等の受入れが可能となる所要水深の耐震化岸壁の整備や物資保管、災害時の活動拠点となる用地の確保について国・県に要望する。

❖ 地域との連絡体制

災害発生時における地区や避難場所等との連絡体制については、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるように連絡体制の整備を推進する。

❖ 連絡手段の確保

平常時使用する市の主要施設及び避難所との連絡手段が断線等により普通になった場合に、その連絡手段を確保するため、IP無線機やタブレット端末の配備、その他の連絡手段についても検討する。

❖ ネットワークの整備

情報ネットワークの強化・安定化を図るため、ケーブルテレビ幹線の2ルート化や過疎地域におけるケーブルテレビ網の光化、伝送路修繕に伴う施設管理、施設の更新による落雷に強い整備等について推進する。

また、情報の確保を容易にする公衆施設での Wi-Fi 整備等も推進する。

❖ 防災・行政ラジオ、コミュニティFM中継局等の整備

大規模災害時、情報伝達手段の不足を補うため、コミュニティFMの受信エリアの拡大に取り組む。ケーブルテレビ伝送路断線に備えた無線中継局の設置や臨時災害放送局の整備とともに、防災・行政ラジオシステムの保守点検委託、防災・行政ラジオ(無料貸し出し)の啓発活動を推進する。

❖ 防災スピーカーの整備や有効活用

警報や避難等の情報伝達において、防災スピーカーは有効である。難聴地域の解消のため防災スピーカーの増設や移設工事、保守点検委託により適切な運用管理を行う。また、有線放送エリアにおける断線に備えた無線化整備についても推進する。

また、防災スピーカーは市の親局からのほか、緊急時に区長からの放送が可能であり、効果的でもあるため、日頃からの地区内放送の活用も促進する。

❖ 橋梁・道路の改修及び維持管理 (1-1再掲)

災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならいう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊による閉塞を防ぐため、狭あい道路の改修や橋梁の耐震化等を推進する。

❖ 残土用地の確保 (1-4再掲)

河川氾濫を未然に防ぐための河床掘削や交通ネットワーク整備にかかるトンネル工事等で発生する残土、特に災害時の土砂崩れ等による緊急対応に備え、残土処理用地の検討・確保を図る。

❖ 河川氾濫の防止（1-4再掲）

河川の氾濫による浸水被害を防ぐために、土のう等資機材の配備、河川の維持管理や改修工事及び設計委託、河床掘削や流木等の除去、河川や道路の状況を確認するウェブカメラの整備等を推進する。

また、障害物が蓄積し、河川の氾濫原因となりかねない老朽化した橋の撤去や架替等についても推進する。

❖ 急傾斜地等の崩壊対策（1-5再掲）

土砂災害による家屋の被害、道路閉塞による孤立集落防止のため、住居付近、及び道路隣接地の土砂対策及び倒木対策において、法面等の補強や崩壊防止対策を推進する。

❖ 救援ポイントの整備（2-1再掲）

孤立する集落の住民や負傷者等の救助・救出、支援物資の投下などについて、関係機関の連携が求められる。

また、孤立する可能性のある集落に救援ポイント（ヘリポート・空き地・港等）を設定し、県や自衛隊などの関係機関と情報共有を行い、有事の対応に備える。

《リスクシナリオ》

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救援活動等の絶対的不足（※重点項目）

【強靱化の施策】

❖ 消防団・ボランティアとの連携・協力体制

大規模災害では、被害が同時多発し、自衛隊や消防などの人員不足が発生し、救助・救援活動にも支障が生じるおそれがある。地域の中で対応力の向上が求められるなか、地元消防団や地区との連携を強化し、自助・共助を基本とする地域防災活動を推進する。

また、社会福祉協議会との連携により、速やかなボランティアセンターの開設及び運営を可能とする連絡体制の構築を推進する。

❖ 関係機関との連携強化

関係機関の機能を効果的に連携するため、大規模災害を想定した佐伯市災害対策本部の設置運営訓練を始めとする連携訓練を行う。連絡系統の整備や、関係機関との連携状況を確認する訓練に取り組み、災害対応力の強化を図る。

❖ 消防職員・消防団員の応援要請

大規模災害では、消防職員・消防団員が不足する事態も見込まれる。そういった状況にあつては、「佐伯市災害時受援計画」「県下常備消防相互応援協定」に基づき、県等に応援要請を行うとともに、支援人員の円滑な受け入れ体制を確保し、災害に対応する。

《リスクシナリオ》

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 **(※重点項目)**

【強靱化の施策】

❖ 救命講習の啓発

被害の同時多発、孤立の発生など、大規模災害時は救護・医療についても、機能低下をきたすおそれがある。それぞれの災害現場において、住民等自らが適切な応急処置ができるよう、応急手当の普及啓発活動(普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習)を推進する。

❖ 橋梁・道路の改修及び維持管理 (1-1再掲)

災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならひよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊による閉塞を防ぐため、狭あい道路の改修や橋梁の耐震化等を推進する。

❖ 残土用地の確保 (1-4再掲)

河川氾濫を未然に防ぐための河床掘削や交通ネットワーク整備にかかるトンネル工事等で発生する残土、特に災害時の土砂崩れ等による緊急対応に備え、残土処理用地の検討・確保を図る。

❖ 支援受入れ体制の整備（2-1再掲）

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、本市で策定している「佐伯市災害時受援計画」及び「佐伯消防受援計画」を活用し、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進する。また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。

《リスクシナリオ》

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生、避難生活による健康悪化

【強靱化の施策】

❖ し尿処理の対策

合併処理浄化槽等の整備や、し尿処理施設の維持管理を重視し、衛生面の強化を推進し、マンホールトイレ・簡易トイレの整備や、生活用水として学校プールや井戸水を活用についても推進する。

また、施設機能の停止時に必要となる簡易トイレ等物資の備蓄に関しては、備蓄計画に基づき必要量を備蓄倉庫に配備する。

❖ 災害廃棄物処理の対策

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、「佐伯市災害廃棄物（ごみ）処理計画」に基づき、本市での対応を基本としながらも、円滑な受援にも繋がるよう、仮置き場のリスト化などの処理マニュアル策定や、車両・施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

❖ 健康管理体制の整備

避難所は、体力が低下した避難者が数多く集まる環境になるため、集団感染症やエコノミー症候群等の症状が懸念される。

避難者の健康管理については、県や医師会等と連携した実施体制を構築する。また、平時から定期的予防接種やインフルエンザ発生時の予防接種等、感染拡大の防止に努めると同時に、狂犬病等の予防についても対策を推進する。

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

《リスクシナリオ》

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 (※重点項目)

【強靱化の施策】

❖ 災害対策本部の機能確保

大規模災害時、市の災害対策本部を設置する佐伯市役所本庁舎の機能確保が必要となるため、本庁舎施設の維持管理や職員の連絡体制を確保する。

また、被災状況によっては本庁舎機能の確保が難しい可能性もあるため、災害対策本部の代替施設についても検討を進め、機能強化を図る。

❖ 業務継続計画(BCP)の改訂

本市では大規模災害時に、限られた人やモノを効率的に活用し業務を遂行するために、平成26年3月に「佐伯市業務継続計画」を策定した。その後、庁舎の建替えが行われたほか、行政組織や災害対策本部組織体制の変更等もあり、継続的な見直し改善を進める。

❖ 職員の防災意識向上

大規模災害時は、多数の問題が同時発生し、その対応が求められるため、対策部ごとに責任分担を行い取り組む。そのため、組織全体はもちろん、職員個々の防災力についてもスキルアップが求められる。

平常時から、庁内における避難訓練や防災研修の実施、新人職員や防災推進リーダー、幹部職員等を対象とした防災士資格の取得など、職員の防災に対する意識向上を図る。

❖ 施設(市が管理する建物)の維持管理

市が管理する施設(本庁舎、各振興局、消防署及び分署、消防機庫、公民館、体育館、その他施設等)は、災害対応を含む市の行政業務を継続するための重要な施設である。

行政機能を保持するため、施設の維持管理に努めるとともに、災害対策本部やその代替施設、避難施設としての活用が見込まれる施設などについては、補修・改修・建替え等による環境整備及び必要なライフラインの確保を推進する。

❖ 支援受入れ体制の整備（2-1再掲）

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、本市で策定している「佐伯市災害時受援計画」及び「佐伯消防受援計画」を活用し、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進する。また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

《リスクシナリオ》

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 **(※重点項目)**

【強靱化の施策】

❖ 連絡手段の確保 (2-2再掲)

平常時使用する市の主要施設及び避難所との連絡手段が断線等により普通になった場合に、その連絡手段を確保するため、IP無線機やタブレット端末の配備、その他の連絡手段についても検討する。

❖ 防災拠点運用体制の構築

大規模災害時、災害対応の拠点となるのは「市役所本庁舎」と「消防本部」になる。また、自衛隊・警察・消防・電力会社等、救援や復旧活動に参集する機関や団体が集結する、防災拠点の確保も急務になる。

本市では、「佐伯市総合運動公園」及び「道の駅」を関係機関が集結する場所である防災拠点として事前に位置づけるとともに、機関ごとのゾーン割りや訓練による連携確認等、早期対応に向けた体制整備を推進する。

❖ ネットワークの整備 (2-2再掲)

情報ネットワークの強化・安定化を図るため、ケーブルテレビ幹線の2ルート化や過疎地域におけるケーブルテレビ網の光化、伝送路修繕に伴う施設管理、施設の更新による落雷に強い整備等について推進する。

また、情報の確保を容易にする公衆施設でのWi-Fi整備等も推進する。

《リスクシナリオ》

4-2 テレビ・ラジオ放送や情報サービスの中断等により災害情報が必要な者に伝達できず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【強靱化の施策】

❖ 防災・行政ラジオ、コミュニティFM中継局等の整備 (2-2再掲)

大規模災害時、情報伝達手段の不足を補うため、コミュニティFMの受信エリアの拡大に取り組む。ケーブルテレビ伝送路断線に備えた無線中継局の設置や臨時災害放送局の整備とともに、防災・行政ラジオシステムの保守点検委託、防災・行政ラジオ(無料貸し出し)の啓発活動を推進する。

❖ 防災スピーカーの整備や有効活用（2-2再掲）

警報や避難等の情報伝達において、防災スピーカーは有効である。難聴地域の解消のため防災スピーカーの増設や移設工事、保守点検委託により適切な運用管理を行う。また、有線放送エリアにおける断線に備えた無線化整備についても推進する。

また、防災スピーカーは市の親局からのほか、緊急時に区長からの放送が可能であり、効果的でもあるため、日頃からの地区内放送の活用も促進する。

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

《リスクシナリオ》

5-1 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 **(※重点項目)**

【強靱化の施策】

❖ 橋梁・道路の改修及び維持管理 (1-1再掲)

災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならまいよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊による閉塞を防ぐため、狭あい道路の改修や橋梁の耐震化等を推進する。

❖ 残土用地の確保 (1-4再掲)

河川氾濫を未然に防ぐための河床掘削や交通ネットワーク整備にかかるトンネル工事等で発生する残土、特に災害時の土砂崩れ等による緊急対応に備え、残土処理用地の検討・確保を図る。

❖ 救援ポイントの整備 (2-1再掲)

孤立する集落の住民や負傷者等の救助・救出、支援物資の投下などについて、関係機関の連携が求められる。

また、孤立する可能性のある集落に救援ポイント(ヘリポート・空き地・港等)を設定し、県や自衛隊などの関係機関と情報共有を行い、有事の対応に備える。

❖ 主要道路・港湾・漁港の強化

道路陥没や液状化、がれき流出等、大規模災害時は陸上海上交通ネットワークとも大きく損壊し、人・モノの移動は機能不全に陥るおそれがある。

そのような事態を防ぐため、道路網強靱化につながる橋梁の耐震化や、救援艇・緊急物資輸送船の早期着岸を図るための耐震強化岸壁の整備施策を促進する。

また、災害情報は、高潮被害の拡大等の二次災害や災害復旧活動、経済活動の混乱を招くおそれもあるため、関係機関の連絡体制を構築し、最新情報の共有化を推進する。

❖ 道路・航路啓開計画の運用（2-1再掲）

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確保し、救助及び物資輸送を可能にする体制を構築する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に、被災状況や路線の連絡状況などを勘案しながら災害復旧活動を行う。

航路啓開については、県が策定している港湾BCP計画等を基に、水域施設の閉塞状況や岸壁等係留施設の荷役可能状況などを勘案し、災害復旧活動を行う。

《リスクシナリオ》

5-2 食料等の安定供給の停滞

【強靱化の施策】

❖ 橋梁・道路の改修及び維持管理（1-1再掲）

災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならぬよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊による閉塞を防ぐため、狭あい道路の改修や橋梁の耐震化等を推進する。

❖ 支接受入れ体制の整備（2-1再掲）

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、本市で策定している「佐伯市災害時受援計画」及び「佐伯消防受援計画」を活用し、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進する。また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。

❖ 備蓄食料等の確保・管理（2-1再掲）

本市が備蓄している食料・飲料水については、賞味期限切れの発生前に補充を購入し、必要量を常に備蓄しておく。

備蓄の管理に関しては大型備蓄倉庫に集中備蓄し、開設した避難所に必要量を配送することを基本とする。また、自主防災組織の備蓄倉庫等の建設や食料等の配備も推進する。

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

《リスクシナリオ》

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)等の機能の停止 (※重点項目)

【強靱化の施策】

❖ 関係機関、関係企業との協力体制構築及び協定締結 (2-1再掲)

食料や飲料水、応援人員や資機材、ライフラインなどの災害時に不足するおそれのあるものを確保するための対策や、地震・風水害等により発生する倒木の除去などの対応について、関係機関・関係団体・一般企業等、各方面等との協力体制構築及び協定の締結を推進する。

❖ 防災拠点運用体制の構築(4-1再掲)

大規模災害時、災害対応の拠点となるのは「市役所本庁舎」と「消防本部」になる。また、自衛隊・警察・消防・電力会社等、救援や復旧活動に参集する機関や団体が集結する、防災拠点の確保も急務になる。

本市では、「佐伯市総合運動公園」及び「道の駅」を関係機関が集結する場所である防災拠点として事前に位置づけるとともに、機関ごとのゾーン割りや訓練による連携確認等、早期対応に向けた体制整備を推進する。

《リスクシナリオ》

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 (※重点項目)

【強靱化の施策】

❖ 支援受入れ体制の整備 (2-1再掲)

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、本市で策定している「佐伯市災害時受援計画」及び「佐伯消防受援計画」を活用し、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進する。また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。

❖ 給配水施設の整備・給水体制の確立（2-1再掲）

水道施設の耐震化や装置の更新、老朽化した水道管の交換、普段からの漏水調査などを行い、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。

また、水道管の破裂による断水が発生した場合に、学校プールや井戸水を活用するなどの応急対応体制を整える。

❖ 主要道路・港湾・漁港の強化（5-1再掲）

道路陥没や液状化、がれき流出等、大規模災害時は陸上海上交通ネットワークとも大きく損壊し、人・モノの移動は機能不全に陥るおそれがある。

そのような事態を防ぐため、道路網強靱化につながる橋梁の耐震化や、救援艇・緊急物資輸送船の早期着岸を図るための耐震強化岸壁の整備施策を促進する。

また、災害情報は、高潮被害の拡大等の二次災害や災害復旧活動、経済活動の混乱を招くおそれもあるため、関係機関の連絡体制を構築し、最新情報の共有化を推進する。

❖ 道路・航路啓開計画の運用（2-1再掲）

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確保し、救助及び物資輸送を可能にする体制を構築する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に、被災状況や路線の連絡状況などを勘案しながら災害復旧活動を行う。

航路啓開については、県が策定している港湾BCP計画等を基に、水域施設の閉塞状況や岸壁等係留施設の荷役可能状況などを勘案し、災害復旧活動を行う。

《リスクシナリオ》

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【強靱化の施策】

❖ 排水施設等の整備・維持管理（1-4再掲）

大規模地震発生による被害や、台風等の大雨による浸水被害を最小限に防ぐために、河川施設や下水道施設、排水路・排水ポンプなどの排水施設の耐震化・維持管理、ダム等の治水施設の補修・改修工事を推進する。また、排水処理施設（浄化槽等含む）の新たな建設も検討する。

❖し尿処理の対策（2-5再掲）

合併処理浄化槽等の整備や、し尿処理施設の維持管理を重視し、衛生面の強化を推進し、マンホールトイレ・簡易トイレの整備や、生活用水として学校プールや井戸水を活用についても推進する。

また、施設機能の停止時に必要となる簡易トイレ等物資の備蓄に関しては、備蓄計画に基づき必要量を備蓄倉庫に配備する。

《リスクシナリオ》

6-4 地域交通ネットワーク(陸海空の交通インフラ)の長期間にわたる機能停止

【強靱化の施策】

❖高速道路の維持

大規模災害時、救助救出活動や人・モノの輸送、ライフラインの復旧作業等、高速道路が起点となった交通ネットワークが重要な役割を担う。

本市では、沿岸部一部地域の津波避難場所であり、また東九州自動車道佐伯堅田インターチェンジに隣接している「佐伯市総合運動公園」を防災拠点と位置付けているため、その耐震化や補修工事、4車線化の早期事業化など、国への要請や連携を強化する。

❖橋梁・道路の改修及び維持管理（1-1再掲）

災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならぬよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊による閉塞を防ぐため、狭あい道路の改修や橋梁の耐震化等を推進する。

❖残土用地の確保（1-4再掲）

河川氾濫を未然に防ぐための河床掘削や交通ネットワーク整備にかかるトンネル工事等で発生する残土、特に災害時の土砂崩れ等による緊急対応に備え、残土処理用地の検討・確保を図る。

❖ 道路・航路啓開計画の運用（2-1再掲）

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確保し、救助及び物資輸送を可能にする体制を構築する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に、被災状況や路線の連絡状況などを勘案しながら災害復旧活動を行う。

航路啓開については、県が策定している港湾BCP計画等を基に、水域施設の閉塞状況や岸壁等係留施設の荷役可能状況などを勘案し、災害復旧活動を行う。

❖ 防災拠点運用体制の構築（4-1再掲）

大規模災害時、災害対応の拠点となるのは「市役所本庁舎」と「消防本部」になる。また、自衛隊・警察・消防・電力会社等、救援や復旧活動に参集する機関や団体が集結する、防災拠点の確保も急務になる。

本市では、「佐伯市総合運動公園」及び「道の駅」を関係機関が集結する場所である防災拠点として事前に位置づけるとともに、機関ごとのゾーン割りや訓練による連携確認等、早期対応に向けた体制整備を推進する。

❖ 主要道路・港湾・漁港の強化（5-1再掲）

道路陥没や液状化、がれき流出等、大規模災害時は陸上海上交通ネットワークとも大きく損壊し、人・モノの移動は機能不全に陥るおそれがある。

そのような事態を防ぐため、道路網強靱化につながる橋梁の耐震化や、救援艇・緊急物資輸送船の早期着岸を図るための耐震強化岸壁の整備施策を促進する。

また、災害情報は、高潮被害の拡大等の二次災害や災害復旧活動、経済活動の混乱を招くおそれもあるため、関係機関の連絡体制を構築し、最新情報の共有化を推進する。

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

《リスクシナリオ》

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生 (※重点項目)

【強靱化の施策】

❖ 住宅密集地における大規模火災の防止 (1-2再掲)

住宅火災の延焼を防ぐために、公園・空き地等による火災防火帯の空間づくりや、公園の整備を促進する。

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等により連携の強化を図る。消防職員においては消火活動や救急救命の技術向上及び資格取得を推進し、消防団においては火災予防の広報や、放水訓練の実施等、消火活動技術の向上を図る。

❖ 人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成 (1-2再掲)

大規模火災時には、消防職員のみならず消防団の協力が必要となるため、消防団員の確保や、消火訓練の指導、消防署と消防団の連携を円滑に行える体制を構築する。

また、消防団員数の維持を目的に、将来の団員候補である学生等の訓練参加を推進する。

❖ 消防機能の強化 (1-2再掲)

大規模な火災の発生に備え、消防施設(庁舎・分署・消防機庫等)の建替えや耐震化を含む整備・維持管理、消火栓等の設置、通信指令システムの強化、資機材・備品の購入、車両の更新、消防職員・消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能を強化する。

《リスクシナリオ》

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

【強靱化の施策】

❖ 一般家庭・民間企業における避難体制の確立

防災・減災には、正確な情報を速やかに伝達する手段が必要であり、それを確実に避難行動等につなげる受け手側の意識が求められる。

本市では、防災スピーカーの設置に加え、屋内用「防災・行政ラジオ」の貸出推進により、防災情報の伝達・受信システムの強化に努めるとともに、地区避難計画の見直し等に取り組みながら、自助・共助の防災意識に基づく避難警戒体制の確立を推進する。

また、経済活動の停滞を最小限に抑えて、早期復興を図るため、災害時を想定した「事業継続計画(BCP)」の作成について民間企業にも要請する。

❖ 主要道路・港湾・漁港の強化 (5-1再掲)

道路陥没や液状化、がれき流出等、大規模災害時は陸上海上交通ネットワークとも大きく損壊し、人・モノの移動は機能不全に陥るおそれがある。

そのような事態を防ぐため、道路網強靱化につながる橋梁の耐震化や、救援艇・緊急物資輸送船の早期着岸を図るための耐震強化岸壁の整備施策を促進する。

また、災害情報は、高潮被害の拡大等の二次災害や災害復旧活動、経済活動の混乱を招くおそれもあるため、関係機関の連絡体制を構築し、最新情報の共有化を推進する。

《リスクシナリオ》

7-3 ため池、ダム等の損壊・機能不全による被害の拡大

【強靱化の施策】

❖ ため池等の維持管理

損壊により、下流域等にある人家に被害を与える可能性があるため池やダムについては、耐震化等の災害対策を図るとともに、維持管理に努める。

地震発生時等においては、関係機関との連携により、亀裂等被害箇所の確認や補修・復旧を迅速に行える体制を確保する。

また、影響地域の警戒避難体制構築を図るため、ため池ハザードマップ等を作成し活用を推進する。

《リスクシナリオ》

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

【強靱化の施策】

❖ 海上・湾内・港湾への油の流出対応

海への油流出は、火災発生や海洋汚染等、災害時の対応や復興活動に大きく影響する。

本市においては、石油コンビナートはないが、沿岸部に所在する燃料貯蔵施設などに、災害対策が求められる。

万一、災害により海上・湾内・港湾に油が流出した場合、県や漁協などの関係機関と連携し、被害の拡大防止や復旧活動が可能となる体制を構築する。

❖ 災害廃棄物処理の対策（2-5再掲）

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、「佐伯市災害廃棄物（ごみ）処理計画」に基づき、本市での対応を基本としながらも、円滑な受援にも繋がるよう、仮置き場のリスト化などの処理マニュアル策定や、車両・施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

《リスクシナリオ》

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【強靱化の施策】

❖ 農地の保全

農地災害は農業収入や食料自給に影響が大きく、農業用施設・用水路等の補修や維持管理に努めて、土砂の流入等による被害の拡大を防ぐ。

また、農地や農作物を有害鳥獣から守る、捕獲や柵の設置等補助も行い、農地の保全を推進する。

❖ 森林の保全（1-5再掲）

荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植林等を計画的に行い、水源涵養機能のある災害に強い森林づくりの環境を整え、維持管理を推進する。また、治山に関する水路等の修繕・工事も推進する。

治水・治山に関しては大分県と連携を図り推進する。

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

《リスクシナリオ》

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【強靱化の施策】

❖ 他の自治体との連携強化

災害発生により、本市の処理能力を超える災害廃棄物、ガレキ等が大量に発生した場合、道路啓開活動が遅れ早期の復旧・復興の妨げとなるおそれがある。

万一に備え、他自治体とも広域的な連携が可能となるよう、災害廃棄物処理について推進体制の強化を図る。

❖ 災害廃棄物処理の対策（2-5再掲）

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、「佐伯市災害廃棄物（ごみ）処理計画」に基づき、本市での対応を基本としながらも、円滑な受援にも繋がるよう、仮置き場のリスト化などの処理マニュアル策定や、車両・施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

《リスクシナリオ》

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【強靱化の施策】

❖ 民間企業との協力体制

大規模災害からの復旧・復興には、家屋の危険度判定や重機操作などの様々な分野に属する専門知識を有する者が必要となる。

道路復旧や被害調査など、不足する人やモノについても、応急対策活動や建設資機材リース等、支援協力にかかる協定を民間企業とも結びながら、早期の復旧・復興に向けた体制づくりを推進する。

❖ 支援受入れ体制の整備（2-1再掲）

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、本市で策定している「佐伯市災害時受援計画」及び「佐伯消防受援計画」を活用し、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進する。また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。

《リスクシナリオ》

8-3 地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【強靱化の施策】

❖ 排水施設等の整備・維持管理（1-4再掲）

大規模地震発生による被害や、台風等の大雨による浸水被害を最小限に防ぐために、河川施設や下水道施設、排水路・排水ポンプなどの排水施設の耐震化・維持管理、ダム等の治水施設の補修・改修工事を推進する。また、排水処理施設（浄化槽等含む）の新たな建設も検討する。

❖ 主要道路・港湾・漁港の強化（5-1再掲）

道路陥没や液状化、がれき流出等、大規模災害時は陸上海上交通ネットワークとも大きく損壊し、人・モノの移動は機能不全に陥るおそれがある。

そのような事態を防ぐため、道路網強靱化につながる橋梁の耐震化や、救援艇・緊急物資輸送船の早期着岸を図るための耐震強化岸壁の整備施策を促進する。

また、災害情報は、高潮被害の拡大等の二次災害や災害復旧活動、経済活動の混乱を招くおそれもあるため、関係機関の連絡体制を構築し、最新情報の共有化を推進する。

❖ 復旧・復興に係る事前対応

被災後、速やかな復旧・復興を行うための事前復興の取組が注目されている。大分大学減災・復興デザイン教育研究センターとの、連携・協力を想定した協定もあり、知見の活用を図る。

また、地籍調査の推進や、道路・建物など被災前の航空写真の撮影、ならびに地番の境界確定資料なども、早期の復旧・復興に貴重なデータとなるため、大規模災害時にも有効なシステムとして整備等を推進する。

《リスクシナリオ》

8-4 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 **(※重点項目)**

【強靱化の施策】

❖ 地域コミュニティの強化

地区住民の分散や孤立など、大規模災害発生時には、地域でもさまざまな問題が生じるため、住民が生き延び立ち直るには、地域コミュニティの結束力が重要になる。

地域コミュニティの防災力向上には、まず自主防災組織の結成を推進する。

また、区長や自主防災組織が中心となり、防災講話による啓発や避難訓練、避難所運営訓練の実施のほか、地域防災リーダーとしての防災士養成など、地域コミュニティの強化に取り組む。

《リスクシナリオ》

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【強靱化の施策】

❖ 仮設住宅・仮事業所の確保

被災後の生活を立て直すためにも、避難所から出て、仮設住宅等へ移る必要がある。そのために、仮設住宅用地の確保や仮設住宅の建設、又は民間借家の借上げ(見直し仮設住宅)など、復興に向けた速やかな対応を図る。

また、事業所も同様に、仮事業所の用地確保や空き家等の利活用など、復興に向けた支援のあり方を検討する。

2 施策分野ごとの推進方針

(1) 個別施策分野

① 行政機能・警察・消防等

❖ 住宅密集地における大規模火災の防止 【1-2、7-1】

住宅火災の延焼を防ぐために、公園・空き地等による火災防火帯の空間づくりや、公園の整備を促進する。

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等により連携の強化を図る。消防職員においては消火活動や救急救命の技術向上及び資格取得を推進し、消防団においては火災予防の広報や、放水訓練の実施等、消火活動技術の向上を図る。

❖ 人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成 【1-2、7-1】

大規模火災時には、消防職員のみならず消防団の協力が必要となるため、消防団員の確保や、消火訓練の指導、消防署と消防団の連携を円滑に行える体制を構築する。

また、消防団員数の維持を目的に、将来の団員候補である学生等の訓練参加を推進する。

❖ 消防機能の強化 【1-2、7-1】

大規模な火災の発生に備え、消防施設(庁舎・分署・消防機庫等)の建替えや耐震化を含む整備・維持管理、消火栓等の設置、通信指令システムの強化、資機材・備品の購入、車両の更新、消防職員・消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能を強化する。

❖ 防災拠点の整備 【1-3】

大規模災害発生時、防災拠点となる「佐伯市総合運動公園」が有するヘリポートや多目的グラウンド、野球場、給食センター、屋内練習場等の施設、及び災害対応に活用できる「道の駅」の施設等について、改修や整備・維持管理を推進する。

また、災害対策本部の拠点となる庁舎や、庁舎の代替となる建物についても改修や整備・維持管理を推進する。

❖ 支援受入れ体制の整備 【2-1、2-4、3-1、5-2、6-2、8-2】

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、本市で策定している「佐伯市災害時受援計画」及び「佐伯消防受援計画」を活用し、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進する。また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。

❖ 関係機関、関連企業との協力体制構築及び協定締結 【2-1、6-2】

食料や飲料水、応援人員や資機材、ライフラインなどの災害時に不足するおそれのあるものを確保するための対策や、地震・風水害等により発生する倒木の除去などの対応について、関係機関・関係団体・一般企業等、各方面等との協力体制構築及び協定の締結を推進する

❖ 消防団・ボランティアとの連携・協力体制 【2-3】

大規模災害では、被害が同時多発し、自衛隊や消防などの人員不足が発生し、救助・救援活動にも支障が生じるおそれがある。地域の中で対応力の向上が求められるなか、地元消防団や地区との連携を強化し、自助・共助を基本とする地域防災活動を推進する。

また、社会福祉協議会との連携により、速やかなボランティアセンターの開設及び運営を可能とする連絡体制の構築を推進する。

❖ 関係機関との連携強化 【2-3】

関係機関の機能を効果的に連携するため、大規模災害を想定した佐伯市災害対策本部の設置運営訓練を始めとする連携訓練を行う。連絡系統の整備や、関係機関との連携状況を確認する訓練に取り組み、災害対応力の強化を図る。

❖ 消防職員・消防団員の応援要請 【2-3】

大規模災害では、消防職員・消防団員が不足する事態も見込まれる。そういった状況にあつては、「佐伯市災害時受援計画」「県下常備消防相互応援協定」に基づき、県等に応援要請を行うとともに、支援人員の円滑な受け入れ体制を確保し、災害に対応する。

❖業務継続計画(BCP)の改訂【3-1】

本市では大規模災害時に、限られた人やモノを効率的に活用し業務を遂行するために、平成26年3月に「佐伯市業務継続計画」を策定した。その後、庁舎の建替えが行われたほか、行政組織や災害対策本部組織体制の変更等もあり、継続的な見直し改善を進める。

❖職員の防災意識向上【3-1】

大規模災害時は、多数の問題が同時発生し、その対応が求められるため、対策部ごとに責任分担を行い取り組む。そのため、組織全体はもちろん、職員個々の防災力についてもスキルアップが求められる。

平常時から、庁内における避難訓練や防災研修の実施、新人職員や防災推進リーダー、幹部職員等を対象とした防災士資格の取得など、職員の防災に対する意識向上を図る。

❖施設(市が管理する建物)の維持管理【3-1】

市が管理する施設(本庁舎、各振興局、消防署及び分署、消防機庫、公民館、体育館、その他施設等)は、災害対応を含む市の行政業務を継続するための重要な施設である。

行政機能を保持するため、施設の維持管理に努めるとともに、災害対策本部やその代替施設、避難施設としての活用が見込まれる施設などについては、補修・改修・建替え等による環境整備及び必要なライフラインの確保を推進する。

❖災害対策本部の機能確保【3-1】

大規模災害時、市の災害対策本部を設置する佐伯市役所本庁舎の機能確保が必要となるため、本庁舎施設の維持管理や職員の連絡体制を確保する。

また、被災状況によっては本庁舎機能の確保が難しい可能性もあるため、災害対策本部の代替施設についても検討を進め、機能強化を図る。

❖ 他の自治体との連携強化 【8-1】

災害発生により、本市の処理能力を超える災害廃棄物、ガレキ等が大量に発生した場合、道路啓開活動が遅れ早期の復旧・復興の妨げとなるおそれがある。

万一に備え、他自治体とも広域的な連携が可能となるよう、災害廃棄物処理について推進体制の強化を図る。

❖ 復旧・復興に係る事前対応 【8-3】

被災後、速やかな復旧・復興を行うための事前復興の取組が注目されている。大分大学減災・復興デザイン教育研究センターとの、連携・協力を想定した協定もあり、知見の活用を図る。

また、地籍調査の推進や、道路・建物など被災前の航空写真の撮影、ならびに地番の境界確定資料なども、早期の復旧・復興に貴重なデータとなるため、大規模災害時にも有効なシステムとして整備等を推進する。

② 住宅・都市・環境・地域

❖ 建物の耐震化 【1-1】

住宅・建築物の倒壊は、居住者が直接的な被害に遭うとともに、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物の耐震診断を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。また、学校施設における耐震性のないブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置等についても推進する。

❖ 家具の転倒防止 【1-1】

地震による家具転倒は、ケガや避難の遅れ等、住民の命を左右する事態を招きかねない。そのような危険を事前に回避するために、住居にある家具を固定する家具転倒防止器具の購入・設置に対し、費用の一部を補助するなどの措置を講じる。

❖ 老朽危険空き家対策 【1-1】

空き家は、昭和 56 年以前に建てられた耐震性のない木造住宅が多く、密集地における火災時の延焼や倒壊による危険性も考慮し、所有者への連絡や老朽危険空き家の除去費用の一部を補助するなどの対策を講じる。

❖ 津波避難施設の整備 【1-3】

大津波発生時には緊急避難を要するため、津波から生命を守ることでできる避難タワーや人工高台等の建設、及び施設内のトイレ・休憩所等の整備を推進する。また、移転も考慮した防災高台の整備や避難地の維持管理も検討する。

津波避難ビルに指定された公的施設については、無電源震度感知式キーボックスや外付け階段等の設置を進め、避難しやすい環境整備を推進する。

❖ 避難路等の整備 【1-3】

大津波発生の際、速やかに避難場所へ向かえるよう、市道・農道・林道・里道・臨港道路等に対する補修工事や改修工事、補修資機材購入の補助などの整備・維持管理を行い、電柱の埋設化も含めた避難経路の確保対策を推進する。

❖避難所・避難場所の整備【1-3】

避難所となる体育館や公民館・集会所・その他施設について、耐震化や空調設備などの改修・補修工事に努めて、バリアフリーやユニバーサルデザインなども意識した環境整備及び必要なライフラインの確保を推進する。

また、避難場所の環境整備についても整備・維持管理を図り、避難しやすい体制づくりを推進する。

❖排水施設等の整備・維持管理【1-4、6-3、8-3】

大規模地震発生による被害や、台風等の大雨による浸水被害を最小限に防ぐために、河川施設や下水道施設、排水路・排水ポンプなどの排水施設の耐震化・維持管理、ダム等の治水施設の補修・改修工事を推進する。また、排水処理施設(浄化槽等含む)の新たな建設も検討する。

❖各種ハザードマップの作成【1-3、1-4、1-5】

津波・洪水・土砂災害などの危険情報を、地区住民が認識し共有できるハザードマップを作成する。津波と洪水については作成済みであり、土砂災害ハザードマップは土砂災害警戒区域指定の終わった地区から順次作成し全戸配布している。

配布後は、避難警戒体制の確保を図る地区避難計画の作成等にも活用し、それに基づいた避難訓練の実施も推進する。

❖救援ポイントの整備【2-1、2-2、5-1】

孤立する集落の住民や負傷者等の救助・救出、支援物資の投下などについて、関係機関の連携が求められる。

また、孤立する可能性のある集落に救援ポイント(ヘリポート・空き地・港等)を設定し、県や自衛隊などの関係機関と情報共有を行い、有事の対応に備える。

❖給配水施設の整備・給水体制の確立【2-1、6-2】

水道施設の耐震化や装置の更新、老朽化した水道管の交換、普段からの漏水調査などを行い、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。

また、水道管の破裂による断水が発生した場合に、学校プールや井戸水を活用するなどの応急対応体制を整える。

❖ 災害廃棄物処理の対策 【2-5、7-4、8-1】

大規模災害により発生する廃棄物(漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む)処理については、「佐伯市災害廃棄物(ごみ)処理計画」に基づき、本市での対応を基本としながらも、円滑な受援にも繋がるよう、仮置き場のリスト化などの処理マニュアル策定や、車両・施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

❖ 地域との連絡体制 【2-2】

災害発生時における地区や避難場所等との連絡体制については、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるように連絡体制の整備を推進する。

❖ 海上・湾内・港湾への油の流出対応 【7-4】

海への油流出は、火災発生や海洋汚染等、災害時の対応や復興活動に大きく影響する。

本市においては、石油コンビナートはないが、沿岸部に所在する燃料貯蔵施設などに、災害対策が求められる。

万一、災害により海上・湾内・港湾に油が流出した場合、県や漁協などの関係機関と連携し、被害の拡大防止や復旧活動が可能となる体制を構築する。

❖ 民間企業との協力体制 【8-2】

大規模災害からの復旧・復興には、家屋の危険度判定や重機操作などの様々な分野に属する専門知識を有する者が必要となる。

道路復旧や被害調査など、不足する人やモノについても、応急対策活動や建設資機材リース等、支援協力にかかる協定を民間企業とも結びながら、早期の復旧・復興に向けた体制づくりを推進する。

❖ 地域コミュニティの強化 【8-4】

地区住民の分散や孤立など、大規模災害発生時には、地域でもさまざまな問題が生じるため、住民が生き延び立ち直るには、地域コミュニティの結束力が重要になる。

地域コミュニティの防災力向上には、まず自主防災組織の結成を推進する。

また、区長や自主防災組織が中心となり、防災講話による啓発や避難訓練、避難所運営訓練の実施のほか、地域防災リーダーとしての防災士養成など、地域コミュニティの強化に取り組む。

❖ 仮設住宅・仮事業所の確保 【8-5】

被災後の生活を立て直すためにも、避難所から出て、仮設住宅等へ移る必要がある。そのために、仮設住宅用地の確保や仮設住宅の建設、又は民間借家の借上げ(見直し仮設住宅)など、復興に向けた速やかな対応を図る。

また、事業所も同様に、仮事業所の用地確保や空き家等の利活用など、復興に向けた支援のあり方を検討する。

❖ 避難訓練の促進 【1-3】

本市は九州一広い市域であるため、災害対応には地区や自主防災会の防災力が必要になる。市では、自主防災会の結成を推進するとともに、その活動機会の創出を図るために、毎年 11 月第 2 日曜日に地区ごとの災害想定に基づく「地域避難訓練」を市内全域一斉に実施している。

また、各小中学校は避難訓練や防災学習シートを通じて、地震・津波・風水害・火災等の大規模災害についての危険性の認識や避難行動などを訓練し、生徒・児童への教育を推進する。

③ 保健医療・福祉・教育

❖ 防災教育の推進 【1-3】

本市は、消防署・消防団・防災士等と連携して、地区や学校への防災講話、避難訓練の指導等に取り組む。

なかでも、地域の防災啓発や避難訓練には、地域防災のリーダーとして養成された防災士の役割が重要になる。全地区において防災士を養成し、定期的なスキルアップ研修により、地域防災力の向上を推進する。

❖ 要配慮者の避難支援 【1-3】

大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要配慮者に対して、「災害対策基本法」の一部改正に基づき作成された要支援者の名簿の中から、情報の提供に同意した要配慮者の名簿を地区に提供し、避難支援プランの作成を推進する。

また、外国人観光客等への避難誘導案内として、外国語の看板設置などの対応についても検討する。

❖ 救命講習の啓発 【2-4】

被害の同時多発、孤立の発生など、大規模災害時は救護・医療についても、機能低下をきたすおそれがある。それぞれの災害現場において、住民等自らが適切な応急処置ができるよう、応急手当の普及啓発活動(普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習)を推進する。

❖ し尿処理の対策 【2-5、6-3】

合併処理浄化槽等の整備や、し尿処理施設の維持管理を重視し、衛生面の強化を推進し、マンホールトイレ・簡易トイレの整備や、生活用水として学校プールや井戸水を活用についても推進する。

また、施設機能の停止時に必要となる簡易トイレ等物資の備蓄に関しては、備蓄計画に基づき必要量を備蓄倉庫に配備する。

❖ 健康管理体制の整備 【2-5】

避難所は、体力が低下した避難者が数多く集まる環境になるため、集団感染症やエコノミー症候群等の症状が懸念される。

避難者の健康管理については、県や医師会等と連携した実施体制を構築する。また、平時から定期的予防接種やインフルエンザ発生時の予防接種等、感染拡大の防止に努めると同時に、狂犬病等の予防についても対策を推進する。

❖ 一般家庭・民間企業における避難体制の確立 【7-2】

防災・減災には、正確な情報を速やかに伝達する手段が必要であり、それを確実に避難行動等につなげる受け手側の意識が求められる。

本市では、防災スピーカーの設置に加え、屋内用「防災・行政ラジオ」の貸出推進により、防災情報の伝達・受信システムの強化に努めるとともに、地区避難計画の見直し等に取り組みながら、自助・共助の防災意識に基づく避難警戒体制の確立を推進する。

また、経済活動の停滞を最小限に抑えて、早期復興を図るため、災害時を想定した「事業継続計画(BCP)」の作成について民間企業にも要請する。

④ 情報・産業・エネルギー

❖ 連絡手段の確保 【2-2、4-1】

平常時使用する市の主要施設及び避難所との連絡手段が断線等により普通になった場合に、その連絡手段を確保するため、IP無線機やタブレット端末の配備、その他の連絡手段についても検討する。

❖ 防災拠点運用体制の構築 【4-1、6-1、6-4】

大規模災害時、災害対応の拠点となるのは「市役所本庁舎」と「消防本部」になる。また、自衛隊・警察・消防・電力会社等、救援や復旧活動に参集する機関や団体が集結する、防災拠点の確保も急務になる。

本市では、「佐伯市総合運動公園」及び「道の駅」を関係機関が集結する場所である防災拠点として事前に位置づけるとともに、機関ごとのゾーン割りや訓練による連携確認等、早期対応に向けた体制整備を推進する。

❖ ネットワークの整備 【2-2、4-1】

情報ネットワークの強化・安定化を図るため、ケーブルテレビ幹線の2ルート化や過疎地域におけるケーブルテレビ網の光化、伝送路修繕に伴う施設管理、施設の更新による落雷に強い整備等について推進する。

また、情報の確保を容易にする公衆施設でのWi-Fi整備等も推進する。

❖ 防災・行政ラジオ、コミュニティFM中継局等の整備 【2-2、4-2】

大規模災害時、情報伝達手段の不足を補うため、コミュニティFMの受信エリアの拡大に取り組む。ケーブルテレビ伝送路断線に備えた無線中継局の設置や臨時災害放送局の整備とともに、防災・行政ラジオシステムの保守点検委託、防災・行政ラジオ(無料貸し出し)の啓発活動を推進する。

❖ 防災スピーカーの整備や有効活用 【2-2、4-2】

警報や避難等の情報伝達において、防災スピーカーは有効である。難聴地域の解消のため防災スピーカーの増設や移設工事、保守点検委託により適切な運用管理を行う。また、有線放送エリアにおける断線に備えた無線化整備についても推進する。

また、防災スピーカーは市の親局からのほか、緊急時に区長からの放送が可能であり、効果的でもあるため、日頃からの地区内放送の活用も促進する。

⑤ 交通・物流・国土保全

❖ 橋梁・道路の改修及び維持管理 【1-1、2-2、2-4、5-1、5-2、6-4】

災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊による閉塞を防ぐため、狭あい道路の改修や橋梁の耐震化等を推進する。

❖ 河川氾濫の防止 【1-4、2-2】

河川の氾濫による浸水被害を防ぐために、土のう等資機材の配備、河川の維持管理や改修工事及び設計委託、河床掘削や流木等の除去、河川や道路の状況を確認するウェブカメラの整備等を推進する。

また、障害物が蓄積し、河川の氾濫原因となりかねない老朽化した橋の撤去や架替等についても推進する。

❖ 残土用地の確保 【1-4、2-2、2-4、5-1、6-4】

河川氾濫を未然に防ぐための河床掘削や交通ネットワーク整備にかかるトンネル工事等で発生する残土、特に災害時の土砂崩れ等による緊急対応に備え、残土処理用地の検討・確保を図る。

❖ 災害危険予想地域等の状況確認 【1-5】

風水害や土砂災害などによる被害が想定される地域・箇所について、現地調査を行い、関係機関と情報を共有するとともに、住民への情報提供を行うことで警戒避難体制を再確認するなど今後の対応に活用する。

❖ 急傾斜地等の崩壊対策 【1-5、2-2】

土砂災害による家屋の被害、道路閉塞による孤立集落防止のため、住居付近、及び道路隣接地の土砂対策及び倒木対策において、法面等の補強や崩壊防止対策を推進する。

❖ 備蓄食料等の確保・管理 【2-1、5-2】

本市が備蓄している食料・飲料水については、賞味期限切れの発生前に補充を購入し、必要量を常に備蓄しておく。

備蓄の管理に関しては大型備蓄倉庫に集中備蓄し、開設した避難所に必要量を配送することを基本とする。また、自主防災組織の備蓄倉庫等の建設や食料等の配備も推進する。

❖ 道路・航路啓開計画の運用 【2-1、5-1、6-2、6-4】

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確保し、救助及び物資輸送を可能にする体制を構築する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に、被災状況や路線の連絡状況などを勘案しながら災害復旧活動を行う。

航路啓開については、県が策定している港湾BCP計画等を基に、水域施設の閉塞状況や岸壁等係留施設の荷役可能状況などを勘案し、災害復旧活動を行う。

❖ 主要道路・港湾・漁港の強化 【5-1、6-2、6-4、7-2、8-3】

道路陥没や液状化、がれき流出等、大規模災害時は陸上海上交通ネットワークとも大きく損壊し、人・モノの移動は機能不全に陥るおそれがある。

そのような事態を防ぐため、道路網強靱化につながる橋梁の耐震化や、救援艇・緊急物資輸送船の早期着岸を図るための耐震強化岸壁の整備施策を促進する。

また、災害情報は、高潮被害の拡大等の二次災害や災害復旧活動、経済活動の混乱を招くおそれもあるため、関係機関の連絡体制を構築し、最新情報の共有化を推進する。

❖ 高速道路の維持 【6-4】

大規模災害時、救助救出活動や人・モノの輸送、ライフラインの復旧作業等、高速道路が起点となった交通ネットワークが重要な役割を担う。

本市では、沿岸部一部地域の津波避難場所であり、また東九州自動車道佐伯堅田インターチェンジに隣接している「佐伯市総合運動公園」を防災拠点と位置付けているため、その耐震化や補修工事、4車線化の早期事業化など、国への要請や連携を強化する。

⑥ 農林水産

❖ 森林の保全 【1-5、7-5】

荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植林等を計画的に行い、水源涵養機能のある災害に強い森林づくりの環境を整え、維持管理を推進する。また、治山に関する水路等の修繕・工事も推進する。

治水・治山に関しては大分県と連携を図り推進する。

❖ 港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理 【2-2】

港湾・漁港施設等について、老朽化を抑制するための港湾・漁港施設・海岸保全施設・堤防等の整備や施設の改良・耐震化工事及び維持管理により、長寿命化を推進する。

また、佐伯港に自衛隊の緊急物資輸送船や貨物船等の受入れが可能となる所要推進の耐震化岸壁の整備や物資保管、災害時の活動拠点となる用地の確保について国・県に要望する。

❖ ため池等の維持管理 【7-3】

損壊により、下流域等にある人家に被害を与える可能性があるため池やダムについては、耐震化等の災害対策を図るとともに、維持管理に努める。

地震発生時等においては、関係機関との連携により、亀裂等被害箇所の確認や補修・復旧を迅速に行える体制を確保する。

また、影響地域の警戒避難体制構築を図るため、ため池ハザードマップ等を作成し活用を推進する。

❖ 農地の保全 【7-5】

農地災害は農業収入や食料自給に影響が大きく、農業用施設・用水路等の補修や維持管理に努めて、土砂の流入等による被害の拡大を防ぐ。

また、農地や農作物を有害鳥獣から守る、捕獲や柵の設置等補助も行い、農地の保全を推進する。

(2) 横断的分野

A リスクコミュニケーション・教育

❖ 家具の転倒防止 【1-1】

地震による家具転倒は、ケガや避難の遅れ等、住民の命を左右する事態を招きかねない。そのような危険を事前に回避するために、住居にある家具を固定する家具転倒防止器具の購入・設置に対し、費用の一部を補助するなどの措置を講じる。

❖ 関係機関、関連企業との協力体制構築及び協定締結 【2-1、6-2】

食料や飲料水、応援人員や資機材、ライフラインなどの災害時に不足するおそれのあるものを確保するための対策や、地震・風水害等により発生する倒木の除去などの対応について、関係機関・関係団体・一般企業等、各方面等との協力体制構築及び協定の締結を推進する

❖ 地域との連絡体制 【2-2】

災害発生時における地区や避難場所等との連絡体制については、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるように連絡体制の整備を推進する。

❖ 消防団・ボランティアとの連携・協力体制 【2-3】

大規模災害では、被害が同時多発し、自衛隊や消防などの人員不足が発生し、救助・救援活動にも支障が生じるおそれがある。地域の中で対応力の向上が求められるなか、地元消防団や地区との連携を強化し、自助・共助を基本とする地域防災活動を推進する。

また、社会福祉協議会との連携により、速やかなボランティアセンターの開設及び運営を可能とする連絡体制の構築を推進する。

❖救命講習の啓発【2-4】

被害の同時多発、孤立の発生など、大規模災害時は救護・医療についても、機能低下をきたすおそれがある。それぞれの災害現場において、住民等自らが適切な応急処置ができるよう、応急手当の普及啓発活動(普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習)を推進する。

❖職員の防災意識向上【3-1】

大規模災害時は、多数の問題が同時発生し、その対応が求められるため、対策部ごとに責任分担を行い取り組む。そのため、組織全体はもちろん、職員個々の防災力についてもスキルアップが求められる。

平常時から、庁内における避難訓練や防災研修の実施、新人職員や防災推進リーダー、幹部職員等を対象とした防災士資格の取得など、職員の防災に対する意識向上を図る。

❖業務継続計画(BCP)の改訂【3-1】

本市では大規模災害時に、限られた人やモノを効率的に活用し業務を遂行するために、平成26年3月に「佐伯市業務継続計画」を策定した。その後、庁舎の建替えが行われたほか、行政組織や災害対策本部組織体制の変更等もあり、継続的な見直し改善を進める。

❖連絡手段の確保【2-2、4-1】

平常時使用する市の主要施設及び避難所との連絡手段が断線等により普通になった場合に、その連絡手段を確保するため、IP無線機やタブレット端末の配備、その他の連絡手段についても検討する。

❖民間企業との協力体制【8-2】

大規模災害からの復旧・復興には、家屋の危険度判定や重機操作などの様々な分野に属する専門知識を有する者が必要となる。

道路復旧や被害調査など、不足する人やモノについても、応急対策活動や建設資機材リース等、支援協力にかかる協定を民間企業とも結びながら、早期の復旧・復興に向けた体制づくりを推進する。

❖復旧・復興に係る事前対応 【8-3】

被災後、速やかな復旧・復興を行うための事前復興の取組が注目されている。大分大学減災・復興デザイン教育研究センターとの、連携・協力を想定した協定もあり、知見の活用を図る。

また、地籍調査の推進や、道路・建物など被災前の航空写真の撮影、ならびに地番の境界確定資料なども、早期の復旧・復興に貴重なデータとなるため、大規模災害時にも有効なシステムとして整備等を推進する。

❖仮設住宅・仮事業所の確保 【8-5】

被災後の生活を立て直すためにも、避難所から出て、仮設住宅等へ移る必要がある。そのために、仮設住宅用地の確保や仮設住宅の建設、又は民間借家の借上げ(見直し仮設住宅)など、復興に向けた速やかな対応を図る。

また、事業所も同様に、仮事業所の用地確保や空き家等の利活用など、復興に向けた支援のあり方を検討する。

❖防災教育の推進 【1-3】

本市は、消防署・消防団・防災士等と連携して、地区や学校への防災講話、避難訓練の指導等に取り組む。

なかでも、地域の防災啓発や避難訓練には、地域防災のリーダーとして養成された防災士の役割が重要になる。全地区において防災士を養成し、定期的なスキルアップ研修により、地域防災力の向上を推進する。

❖避難訓練の促進 【1-3】

本市は九州一広い市域であるため、災害対応には地区や自主防災会の防災力が必要になる。市では、自主防災会の結成を推進するとともに、その活動機会の創出を図るために、毎年 11 月第 2 日曜日に地区ごとの災害想定に基づく「地域避難訓練」を市内全域一斉に実施している。

また、各小中学校は避難訓練や防災学習シートを通じて、地震・津波・風水害・火災等の大規模災害についての危険性の認識や避難行動などを訓練し、生徒・児童への教育を推進する。

B 地域の生活機能維持

❖ 住宅密集地における大規模火災の防止 【1-2、7-1】

住宅火災の延焼を防ぐために、公園・空き地等による火災防火帯の空間づくりや、公園の整備を促進する。

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等により連携の強化を図る。消防職員においては消火活動や救急救命の技術向上及び資格取得を推進し、消防団においては火災予防の広報や、放水訓練の実施等、消火活動技術の向上を図る。

❖ 避難路等の整備 【1-3】

大津波発生の際、速やかに避難場所へ向かえるよう、市道・農道・林道・里道・臨港道路等に対する補修工事や改修工事、補修資機材購入の補助などの整備・維持管理を行い、電柱の埋設化も含めた避難経路の確保対策を推進する。

❖ 要配慮者の避難支援 【1-3】

大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要配慮者に対して、「災害対策基本法」の一部改正に基づき作成された要支援者の名簿の中から、情報の提供に同意した要配慮者の名簿を地区に提供し、避難支援プランの作成を推進する。

また、外国人観光客等への避難誘導案内として、外国語の看板設置などの対応についても検討する。

❖ 河川氾濫の防止 【1-4、2-2】

河川の氾濫による浸水被害を防ぐために、土のう等資機材の配備、河川の維持管理や改修工事及び設計委託、河床掘削や流木等の除去、河川や道路の状況を確認するウェブカメラの整備等を推進する。

また、障害物が蓄積し、河川の氾濫原因となりかねない老朽化した橋の撤去や架替等についても推進する。

❖ 備蓄食料等の確保・管理 【2-1、5-2】

本市が備蓄している食料・飲料水については、賞味期限切れの発生前に補充を購入し、必要量を常に備蓄しておく。

備蓄の管理に関しては大型備蓄倉庫に集中備蓄し、開設した避難所に必要量を配送することを基本とする。また、自主防災組織の備蓄倉庫等の建設や食料等の配備も推進する。

❖ 健康管理体制の整備 【2-5】

避難所は、体力が低下した避難者が数多く集まる環境になるため、集団感染症やエコノミー症候群等の症状が懸念される。

避難者の健康管理については、県や医師会等と連携した実施体制を構築する。また、平時から定期的予防接種やインフルエンザ発生時の予防接種等、感染拡大の防止に努めると同時に、狂犬病等の予防についても対策を推進する。

❖ 災害廃棄物処理の対策 【2-5、7-4、8-1】

大規模災害により発生する廃棄物(漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む)処理については、「佐伯市災害廃棄物(ごみ)処理計画」に基づき、本市での対応を基本としながらも、円滑な受援にも繋がるよう、仮置き場のリスト化などの処理マニュアル策定や、車両・施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

❖ ネットワークの整備 【2-2、4-1】

情報ネットワークの強化・安定化を図るため、ケーブルテレビ幹線の2ルート化や過疎地域におけるケーブルテレビ網の光化、伝送路修繕に伴う施設管理、施設の更新による落雷に強い整備等について推進する。また、情報の確保を容易にする公衆施設での Wi-Fi 整備等も推進する。

❖ 主要道路・港湾・漁港の強化 【5-1、6-2、6-4、7-2、8-3】

道路陥没や液状化、がれき流出等、大規模災害時は陸上海上交通ネットワークとも大きく損壊し、人・モノの移動は機能不全に陥るおそれがある。

そのような事態を防ぐため、道路網強靱化につながる橋梁の耐震化や、救援艇・緊急物資輸送船の早期着岸を図るための耐震強化岸壁の整備施策を促進する。

また、災害情報は、高潮被害の拡大等の二次災害や災害復旧活動、経済活動の混乱を招くおそれもあるため、関係機関の連絡体制を構築し、最新情報の共有化を推進する。

❖ 地域コミュニティの強化 【8-4】

地区住民の分散や孤立など、大規模災害発生時には、地域でもさまざまな問題が生じるため、住民が生き延び立ち直るには、地域コミュニティの結束力が重要になる。

地域コミュニティの防災力向上には、まず自主防災組織の結成を推進する。

また、区長や自主防災組織が中心となり、防災講話による啓発や避難訓練、避難所運営訓練の実施のほか、地域防災リーダーとしての防災士養成など、地域コミュニティの強化に取り組む。

C 老朽化対策

❖ 建物の耐震化 【1-1】

住宅・建築物の倒壊は、居住者が直接的な被害に遭うとともに、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物の耐震診断を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。また、学校施設における耐震性のないブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置等についても推進する。

❖ 橋梁・道路の改修及び維持管理 【1-1、2-2、2-4、5-1、5-2、6-4】

災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならいう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊による閉塞を防ぐため、狭あい道路の改修や橋梁の耐震化等を推進する。

❖ 老朽危険空き家対策 【1-1】

空き家は、昭和 56 年以前に建てられた耐震性のない木造住宅が多く、密集地における火災時の延焼や倒壊による危険性も考慮し、所有者への連絡や老朽危険空き家の除去費用の一部を補助するなどの対策を講じる。

❖ 消防機能の強化 【1-2、7-1】

大規模な火災の発生に備え、消防施設(庁舎・分署・消防機庫等)の建替えや耐震化を含む整備・維持管理、消火栓等の設置、通信指令システムの強化、資機材・備品の購入、車両の更新、消防職員・消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能を強化する。

❖ 防災拠点の整備 【1-3】

大規模災害発生時、防災拠点となる「佐伯市総合運動公園」が有するヘリポートや多目的グラウンド、野球場、給食センター、屋内練習場等の施設、及び災害対応に活用できる「道の駅」の施設等について、改修や整備・維持管理を推進する。

また、災害対策本部の拠点となる庁舎や、庁舎の代替となる建物についても改修や整備・維持管理を推進する。

❖避難所・避難場所の整備【1-3】

避難所となる体育館や公民館・集会所・その他施設について、耐震化や空調設備などの改修・補修工事に努めて、バリアフリーやユニバーサルデザインなども意識した環境整備及び必要なライフラインの確保を推進する。

また、避難場所の環境整備についても整備・維持管理を図り、避難しやすい体制づくりを推進する。

❖排水施設等の整備・維持管理【1-4、6-3、8-3】

大規模地震発生による被害や、台風等の大雨による浸水被害を最小限に防ぐために、河川施設や下水道施設、排水路・排水ポンプなどの排水施設の耐震化・維持管理、ダム等の治水施設の補修・改修工事を推進する。また、排水処理施設(浄化槽等含む)の新たな建設も検討する。

❖給配水施設の整備・給水体制の確立【2-1、6-2】

水道施設の耐震化や装置の更新、老朽化した水道管の交換、普段からの漏水調査などを行い、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。

また、水道管の破裂による断水が発生した場合に、学校プールや井戸水を活用するなどの応急対応体制を整える。

❖港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理【2-2】

港湾・漁港施設等について、老朽化を抑制するための港湾・漁港施設・海岸保全施設・堤防等の整備や施設の改良・耐震化工事及び維持管理により、長寿命化を推進する。

また、佐伯港に自衛隊の緊急物資輸送船や貨物船等の受入れが可能となる所要推進の耐震化岸壁の整備や物資保管、災害時の活動拠点となる用地の確保について国・県に要望する。

❖施設(市が管理する建物)の維持管理【3-1】

市が管理する施設(本庁舎、各振興局、消防署及び分署、消防機庫、公民館、体育館、その他施設等)は、災害対応を含む市の行政業務を継続するための重要な施設である。

行政機能を保持するため、施設の維持管理に努めるとともに、災害対策本部やその代替施設、避難施設としての活用が見込まれる施設などについては、補修・改修・建替え等による環境整備及び必要なライフラインの確保を推進する。

❖ 防災・行政ラジオ、コミュニティFM中継局等の整備 【2-2、4-2】

大規模災害時、情報伝達手段の不足を補うため、コミュニティFMの受信エリアの拡大に取り組む。ケーブルテレビ伝送路断線に備えた無線中継局の設置や臨時災害放送局の整備とともに、防災・行政ラジオシステムの保守点検委託、防災・行政ラジオ(無料貸し出し)の啓発活動を推進する。

【用語の説明】

あ行

○IP無線

携帯電話の回線を使用し、声や音をパケットデータに変換し、電話回線に載せて通信するシステムのこと。従来の無線機だと1km～2km範囲の通信が限度だったが、IP無線機では携帯電話のつながる地域ならどこでも通信が可能となる。

○インフラ

インフラストラクチャーの略で下部構造や基盤という意味。ここでは、産業や生活の基盤として整備される施設を指し、道路・鉄道・上下水道・港湾・ダム・通信設備・送電網・学校・公園・病院など公共の福祉のため整備・提供される施設の総称である。

○エコノミークラス症候群

エコノミークラス症候群とは、飛行機内(とくにエコノミークラス)で長時間同じ姿勢をとり続けている乗客が発症することが知られているところから俗称となった病態で、正式には静脈血栓塞栓症(じょうみゃくけっせんそくせんしょう)と言う。

長時間下肢を動かさずに同じ姿勢で座っていると、大腿からひざの奥にある静脈に血の塊(深部静脈血栓)が生じ、その一部が血流に乗って肺の血管を閉塞し、呼吸不全をもたらす。

予防には、長時間にわたって同じ姿勢を取らない、ときどき下肢を動かすことなどが推奨されており、東日本大震災では災害ボランティアが避難所で体操を指導する例が多く見られた。

か行

○救援ポイント

津波・洪水・土砂災害などから避難した後に、佐伯市が指定する避難所への移動が困難となることが想定される(孤立する可能性がある)地域住民に対して、行政が救助・救援を実施するため進出する場所で、雨風をしのげる建物や食料等の備蓄があるなど、住民が集まり救援救助を待つことができる場所をいう。

○帰宅困難者

勤務先や外出先等において、地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰宅が困難になった者を指す。

○広域応援協定

大規模災害発生時等において、広域的な相互協力応援活動を迅速かつ的確に実施するために、関係機関とあらかじめ協議し、協定を締結すること。

○航路啓開

航路啓開とは、災害発生後に緊急物資輸送等の海上輸送拠点となるよう、船舶航行の障害となる漂流物や沈下物を除去し、災害後の緊急的な利用に供する船舶が航行できるようにすることをいう。

○国土強靱化地域計画

あらゆる災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる「強さとしなやかさ」を兼ね備えた国土・地域・経済社会システムを構築するための計画。

さ行

○災害廃棄物

災害により損壊・流出した家屋や家具、自動車、倒木などがれきのこと。

○サプライチェーン

供給者から消費者までを結ぶ開発・調達・製造・配送・販売までの業務のつながりのこと。

○自助・共助・公助

自助とは、家庭で日ごろから災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分の命は自分で守る行動のことをいう。

共助とは、地域・隣近所で協力し合いながら消火や避難、救助救出活動など、地域のまとまりを生かして助け合うことをいう。

公助とは、消防・警察・国縣市などによる救助活動や支援物資の提供など、公的支援のことをいう。

○受援計画

災害が発生した際に、国・県や近隣自治体等からの職員や、支援物資などの応援を速やかに効率良く受け入れるための計画。

○脆弱性の分析・評価

一般的には「脆くて弱い性質または性格」のこと。国土強靱化においては、最悪の事態を回避するために、現状が有する問題点や課題について分析し、対策を検討する。

た行

○耐震強化岸壁

耐震強化岸壁は、大規模地震が発生した際に、災害直後から緊急物資等の輸送や、経済活動の確保を目的とした、通常岸壁よりも耐震性を強化した係留施設であり、背後の緑地等オープンスペースと一体となって緊急物資の荷捌き、一時保管や支援部隊のベースキャンプ等のための防災拠点となる。

○地域コミュニティ

自治会、高齢者支援や子育てのためのグループなどの地域組織を介してつながりや地域活動が基盤となった「地域内の住民どうし(近所どうし)のつながり」のこと。

○長寿命化

インフラなどの耐久性を向上させ、寿命を延ばすこと。

○道路啓開計画

道路啓開とは災害発生後に緊急通行車両等が速やかに通行できるよう、早急に最低限のがれき等を処理し、また簡易な段差解消により救援ルートを開けることをいう。

な行

○二次災害

ある災害が起こった後に、それが起因となる別の災害。

○年次計画

目的を達成するための戦略、基本方針や実施する具体的な行動内容を示した年度ごとの計画。

は行

○ハード整備とソフト対策

ハード整備(対策)とは、ダムや津波避難タワー建設、耐震補強工事などインフラ整備の防災対策のことであり、ソフト対策とは、ハザードマップの作成配布、防災教育や防災訓練の実施など、防災意識の醸成・啓発を図るもの。

○ハザードマップ

災害の種別ごとに、住民の警戒避難体制確保を推進する目的で、被害想定区域や避難場所、避難経路の位置などを表示した地図。

○BCP

業務継続計画。自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した際において、被害・損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、通常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく計画のこと。

○PDCA サイクル

計画や事業の不断の見直しを推進する手法の一つ。計画(Plan)を策定した後、計画を実施(Do)し、結果を評価(Check)し、見直しや改善を加え(Action)、次の計画(Plan)へ反映するという過程を繰り返す(サイクル)こと。

○ビルド・バック・ベター

災害の発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靱な地域づくりを行うという考え方。

ま行

○マンホールトイレ

災害時に、水洗方式ではなく直接マンホールに用を足すトイレである。災害用トイレ、災害トイレ、防災トイレなどの呼び名で呼ばれる場合もあり、下水道本管直結型や便槽型などの種類がある。

や行

○要配慮者

高齢者、障がい者、妊婦、乳児、外国人、その他の特に配慮を要する一定の要件に該当する人。

ら行

○ライフライン

電気、ガス、上下水道、通信、輸送など生活に必須なインフラ設備のこと。

○リスクシナリオ

大規模災害の発生時、地域の脆弱性により、想定される「起きてはならない最悪の事態」のこと。

「リスクシナリオの評価結果」とはリスクシナリオに対する弱点を分析・整理したものであり、「リスクシナリオごとの推進方針」とはリスクシナリオに対して推進していく強靱化の施策を定めたもの。

○リスクマネジメント

危機管理のこと。将来起こりうるリスクを組織的に想定・管理し、リスクが起こった場合の損害を最小限に食い止める(回避または提言をはかる)ための対応であり、そのプロセスをいう。

○臨港道路

臨港道路とは、港湾法によって定められている港湾内、あるいは港湾と周辺の行動を結ぶ道路をいう。

わ行

○Wi-Fi(ワイファイ)

Wi-Fi(ワイファイ)は、無線 LAN の通信方式(IEEE 802.11 等)の規格を使用する無線通信を利用してデータの送受信を行う LAN システムのことである。